

# 月利 刑政



昭和十七年 重要日誌

- 六月十六日 江西省贛潭、貴溪占領
- △國有鐵道に二十四時制採用表明 (十月一日實施)
- 六月十七日 翼賛會、戰時貯蓄動員本部設置 △海防艦建造決定 △國語審議會、標準漢字を正式決定
- 六月十八日 泰國へ二億圓借款供與調印成る △チャールズ渡米、第三次米英會談開始
- 六月十九日 行政簡素強化實施要領發表 △大東亞建設審議會新委員任命
- 六月二十日 泰國へ特派派遣發表
- 六月二十一日 我潛艦バンクーバー、オレゴン州砲撃 △獨伊軍トブルク占領
- 六月二十二日 比島傷病俘虜假釋放
- 六月二十三日 國民運動團體統制方針決定 △印度獨立總會開會、コムニ
- ユニケ發表 △ア國大統領辭職
- 六月二十四日 麗水飛行場占領 △食糧管理法施行令公布 △泰國革命記念日
- 六月二十五日 皇軍、アリニューシヤン列島キスカ、アッツ兩島占領發表
- △國民運動團體協議會解散 △上海南京兩市舊幣使用禁止
- 六月二十六日 南方要員鍊成機關創設
- △生活必需品資材動員計畫決定
- 六月二十七日 米英會談共同聲明發表
- 六月二十八日 大日本生産黨解消
- 六月二十九日 浙贛線弋陽完全占領
- △獨伊軍マルサ・マトルー占領 △全國刑事實務家會同開催
- 六月三十日 翼賛會部長、副部長級異動 △廣田泰國答禮使節團出發
- 七月一日 浙贛作戦東西兩部隊握手
- △大東亞農林、水畜産、交通方策決定
- △獨伊軍東部戰線に總攻撃開始 △セバストポリ陥落
- 七月二日 英下院チャールズ不信任案を否決 △獨軍北米洋上に米大護送船團を居る
- 七月三日 内閣に人事課創設 △臺灣銀行機構改正 △ベナン放送局開局
- △獨伊、エジプトの獨立保障を共同聲明
- 七月四日 日泰國決濟協定實施
- 七月五日 ジャバの栽培企業軍政部管理布告
- 七月六日 ビルマ八地方長官任命 △印度ワルダ運用委員會開催
- 七月七日 支那事變五周年記念式、綜合戰果發表 △地方長官部長級大異動 △泰國政府、國民政府を承認
- △獨軍ゲオロネジ占領
- 七月八日 布哇海戰參加部隊に感狀授與 △ソ聯大使信任狀捧呈
- 七月九日 獨軍ドン河作戦終了 △國民政府、強力國民運動展開表明
- 七月十日 東北地方振興計畫決定 △戰時造船關係勞務對策要綱決定
- 七月十一日 翼賛會、職員心得並に罰則制定 △泰・佛印國境劃定調印成る △温州完全攻略
- 七月十二日 廣田遺奏特派大使國書捧呈
- 七月十三日 霞ヶ浦、土浦兩海軍航空隊に行幸 △防諜精神強調週開始
- △瑞安縣城完全攻略
- 七月十四日 舞鶴鎮守府司令長官に新見中將親補 △敵性特許權處理要綱決定 △樂壇四氏藝術院會員となる
- △國民會議派英政治力一掃を決議
- 七月十五日 海軍の官職階表大改正發表 (十一月一日施行) △周佛海氏參内



月 刊 刑 政

今回、行刑の分野から、安達司政長官、東司政官初め多くの人々が、南方への要員として、最初の任命をみた。遙かに、それらの人々の御健康と御活躍を祈ると共に、南方經營と行刑の意義を眞剣に考へねばならぬ時期に立ち至つたことを思はねばならぬ。

英米的勢力を拂拭したあとの南方民族に何を與ふべきか。行刑はある意味に於ては文化の創造である。かういふ文化面に於て南方民族に何を與ふべきか。堂々たる刑務所建築と若干の行刑技術とは既に英米的影響の下に於ても齎らされてある筈である。この面のみを追ふ限、それは徒らに英米的方法の後塵を拜することになる。勿論さういふ方面にも英米の爲すを得なかつた、或は爲すの暇を得なかつた事項について、爲すべきものをもつことではあらう。しかし、大東亞戰爭の文化創造に於ける根本的性格を顧みると、行刑はその形態に於ても、その内實に於ても、その根本的性格の導く方向に新たな意義を求めて行かねばならぬものであることを思はねばならぬ。

しかし、かういふ場面の學者の論議は今もなほ模索の状態であることは嘆かましい。「眞理は一つである」といふ英米的呪術の中に、學者はいま動きのとれない状況に在るらしい。だから、學者の結論を待つことはない。何時も實踐のうちに種々な契機が藏されてゐる。信念のある實踐がいま最も肝要だ。

南方民族に何を與ふべきか。一言にしてこれをいふならば、わが日本の國柄のよさを與へることに外ならぬ。モラエスをして感激せしめた國柄のよさを與へることである。このことの中に總ての政策的活動の示唆が含まれてゐる。

(小川生)

目次	主 張
戰時刑事法規と行刑	出射義夫(二)
南への發足	寺 光 生(五)
報恩と職責(二)	高須芳次郎(六)
法窓文語	小林 一 郎(九)
全一主義	吉川 英 治(三)
物語 逍遙自在	常盤敏太(二四)
今次大戰の決定段階	林 秀(八)
將基と發明	石山賢吉(一〇)
受刑者の看讀書籍と讀書	神酒澤孝四郎(三)
北洋漁業への進出	鈴 木 生(二八)
東洋訓話	佐伯復堂(四〇)
監獄法新舊比照(五)	田中茂雄(四二)
時事トピック	例 規(四五)
協會彙報	新刊紹介(四七)
趣味 欄	(四七)

表紙 桑重 清



# 戦時刑事法規と行刑

出射 義 夫

## 一 はしがき

支那事變勃發以來滿五年間、我が國内外の躍進は實に目覚ましいものがある。立法の部面に於ても國家總動員法を始めとして劃期的な法律命令が續々と發布せられたのである。之を刑事立法に付て見ると、國防保安法の制定、治安維持法及刑法の改正の如き大規模な立法が爲され、今回大東亞戰爭が開始するや第七十八回臨時議會に於て、取敢へず「戦時犯罪處罰ノ特例ニ關スル法律」が通過し、疊の第七十九議會に於ては之を吸收して「戦時刑事特別法」の協賛を見、本年三月二十一日より施行せられてゐるのである。又戦時に於ける司法の運営を規定せる「裁判所構成法戦時特例」も同時に制定せられ、同日より施行せられてゐるのである。私が此の稿に於て戦時刑事法規と言ふのは、此の「戦時刑事特別法」

と「裁判所構成法」中刑事に關する規定である。

次に本稿の目的は此等の戦時刑事法規の立法の趣旨並に規定の概要を紹介し、行刑又は未決拘禁に關する執務上の参考に供せんとするに在る。併し規定の解釋に付ては既に公的に或は私的に幾つかの論文が發表されてゐるので、此の小稿に於ては詳細に亘る解釋論は省略し、行刑に影響を及ぼすであらうと思はれる數點に付て紹介するに止めたい（法曹會雜誌二〇卷四號には司法省の半ば公の解説が掲載されてゐる。尙拙稿、戦時刑事立法解説、警察思潮一五卷四號以下参照）。

## 二 實體規定の整備

犯罪は國內の治安を擾亂する行爲の最たるものであるので、戦時下人心の動搖に乗じて頻發を豫想せられ、又は著しく治安を擾亂し、生産力の潰充又

は戦時國民生活の維持を阻害するが如き犯罪は戦時に相應はしく重き刑に處する必要があるのである。斯様な要望に基き、主として一般警戒の効果に期待して實體規定の整備を爲し、刑を思ひ切つて加重したのが今回の戦時刑事立法の立法趣旨なのである。以下實體規定の項目のみを列記して見よう。

- 第一は戦時に於ける放火罪の整備である（戦時刑事特別法——以下戦刑と略す——一條乃至三條）。
- 第二は戦時強盜罪の整備である（戦刑四條）。
- 第三は戦時強竊盜の罪の整備である（戦刑五條）。
- 第四は戦時恐喝罪の整備である（戦刑六條）。

或は晝間でも敵襲の具體的な危険がある等の人心に動搖を生ぜしめる如き現實の事態の存する際に斯る犯罪を爲すことは、著しく人心の不安を助長し、混亂状態を惹起する處が多分に存するが爲、刑を著しく加重したのである。例へば強盜罪を非親告罪とし、戦時強盜は無期又は七年以上の懲役とし、同致傷は死刑又は無期若しくは十年以上の懲役、同致死はすべて死刑のみと改められてゐる。竊盜の如きも無期又は三年以上の懲役に處せられることになつたのである。

第五は戦時に於て國政を變亂する目的を以て人を殺したる場合に付特に規定を設けて、死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に處することとなつた。之に附隨して未遂、豫備、陰謀、教唆幫助、煽動に關する規定を設けられた（戦刑七條）。

第六は防空に従事する公務員に對する執行妨害の罪の刑が加重された（戦刑八條）。

第七は戦時騒擾罪の刑の加重である（戦刑九條）。

第八は戦時に於ける公共防空の妨害及氣象觀測の妨害に關する規定の新設である（戦刑一〇條）。

第九は戦時に於ける公共の通信妨害、互期電氣の公共の利用を妨害する

## 罪の規定の新設である（戦刑一一條一二條）。

第十は戦時に際し國防上重要な生産事業の設備其の他當該生産の用に供する物を損壞する等の方法に依る事業の遂行妨害に關する規定を設けたことである（戦刑一三條）。之は所謂重工業の生産を阻害することが直ちに戰爭遂行に重大な支障を來たすが爲に特に設けられた規定である。

第十一は戦時に於ける生活必需品の買占又は賣惜に關する規定である（戦刑一五條）。

第十二は往來妨害及水利妨害の罪の刑の強化整備である（戦刑一六條一八條）。

第十三は戦時に於ける住居侵入罪の刑の加重である（戦刑一七條）。

## 三 實體規定と行刑

敘上の如く實體規定を整備し、平時に於けるよりも著しく重い法定刑を規定したのであるが、何人も知り得る様に此の戦時刑事特別法の實體規定は戰爭目的完遂を當面の最高目標とし國防的機能の發揮の爲に最も緊要なる措置を施したものである。此處に於ては國防的見地が第一義的であり、個人の法益の保護は第二義的に考へられてゐる。

戦刑一七條の戦時住居侵入罪の刑の加重ですら被侵入者の家居の安全が保護せられることに依り出征兵士をして後顧の慮なからしめんとしたのである。次に刑の著しき加重は戦時に於ける道義的水準を闡明すると同時に、一般警戒の効果をも最高度に發揮せしめんとしてゐるのである。殊に戦時非常事態に於て竊盜強盜又は強盜殺傷を犯すが如き犯人は成る可く長期に社會より隔離するの要があると思料されるのである。

斯様な立法の精神は直接的には戦時に於ける刑事裁判に斟酌せられるに相違ない。又行刑に對しても影響せざるを得ないのである。否刑事立法に於て意圖せられた諸點は行刑に於ても考慮されなければならぬ。其の一は行刑も亦其の職域に於て戰爭完遂の目標に向つて其の機能を十分に發揮しなければならぬと言ふことである。教誨を通じ又作業の實踐過程に於て戦時的道義が教へ込まれ、囚人を皇民に鍊成することが目標とされなければならぬと思ふ。其の二は行刑の目標が犯人を教育しつつ尙其の犯人を釋放する事に依り動搖し易き戦時國民生活への脅威を最少限度に止める必要があると言ふ點である。平常時であれば假出獄、假釋放は可成り大膽に運用されてよいであ

## 四 審級省略及刑事手續の規定と未決拘禁

刑事訴訟を支配する二つの原則は公正の原則と迅速の原則である。此の點戰時に於ても何等異なるところはな

いのであるが、手續の迅速なる終了と言ふことは特に要求されるところである。従つて今回の刑事立法は手續の迅速化が主要なる目標となつて居り、それが劃期的な規定が設けられたのである。此等の諸規定の内未決拘禁に影響を及ぼす事項に付二、三考察して見たい。

第一は戦時刑事特別法第五條第一項の戦時竊盜及盜犯防止法第二條第三條の常習竊盜の管轄裁判所を區裁判所とした點である（裁判所構成法戦時特例——以下裁構特例と略稱す——二條）。勿論豫審を経た事件は地方裁判所が管轄権を持つ。之と反對に從來區裁判所事件であつたものが、戦刑に依り刑が加重せられた結果地方裁判所の管轄に移つたものも多いのである（強制猥褻、恐喝、防空妨害等）。

第二は一定の犯罪に付言渡した第一審の判決に對し控訴を許さざることとした點である（裁構特例四條）。

其の犯罪は先づ刑法第二編七章ノ二（安寧秩序ニ關スル罪）、第三六章（竊盜及強盜）、第三九章（贓物罪）、盜犯防止法の常習犯罪、戦刑一章の戦時犯罪、陸軍刑法二條に掲ぐる各條の罪（七九條乃至八五條及九九條を除く）、海軍刑法二條に掲ぐる各條の罪（七八條乃至八五條及一〇〇條を除く）

く、防空法の罪、食糧管理法の罪、言論出版集會結社等臨時取締法一七條及一八條の罪である、此等は戦時下特に速かなる確定を要する犯罪を選んだものである。次は国防保安法第一六條二項に依り外國と通謀し又は外國に利益を與ふる目的を以て犯したる場合に控訴を許さないこととした犯罪(目的を有しないもの)の大部分である。即ち刑法七四條及七六條、國家總動員法、輸出入品臨時措置法、外國爲替管理法、軍機保護法、軍用資源秘密保護法、要塞地帯法、國境取締法、陸軍輸送港域軍事取締法、軍用電氣通信法、陸軍刑法七九條乃至八五條及九九條、海軍刑法七八條乃至八五條及一〇〇條、暴力行爲等處罰法並に不穩文書臨時取締法の罪である。此の中で現在刑事事件の主要なる部分を爲してゐる所謂經濟事件が控訴審省略となつた事は特に注意すべきである。

右に掲ぐる罪に付言渡した第一審の判決に對しては直接上告を爲すことを得る。即ち五日以内に上告を爲さねばならぬのである。此の點も被告人の上訴權に關する重大なる變更であるから注意しなればならない。而して上告裁判所に付ては區裁判所の言渡した判決に對しては控訴院が上告裁判所となることになつた。之は大正二年の裁判所

構成法改正の際、法律解釋の統一を圖ると言ふ見地から、從來區裁判所事件の上告を控訴院が管轄してゐたのを改めたものを、今回戦時に於ける交通運輸の狀況に對應するため改正前に還元したのである。上告裁判所が何所であるかも被告人にとつては重要な事柄であるから、注意しなればならぬ。前に掲げた犯罪に付ては控訴を許さず上告のみが許され、其の上告裁判所は區裁判所事件に付ては控訴院、地方裁判所事件に付ては大審院となるのである。在監中の被告人が上訴を爲すには監獄の長又は其の代理者を經由して申立書を差出すことになつて居り、上訴提起の期間は監獄の長又は其の代理者に差出した時を標準とするのであるから(刑訴三九一條)、刑務官吏は如何なる事件が控訴審省略となつたか、又當該事件の上告裁判所は控訴院であるか大審院であるかを正確に知つて置かねばならぬ。又上訴に伴ふ在監者の移監に付ても改正の諸點を理解して置く必要がある。

第三は戦時に於ける刑事手續に關する辯護人の數及其の選任時期の制限である(戰刑二〇條)。即ち辯護人の數は被告人一人に付二人を超ゆることを得ない。辯護人の選任は最初に定めた公判期日に係る召喚狀の送達を受けた日より十日を経過したときは許されない。但し已むことを得ざる事由ある場合に於ては裁判所の許可を受けたときは此の限でない。

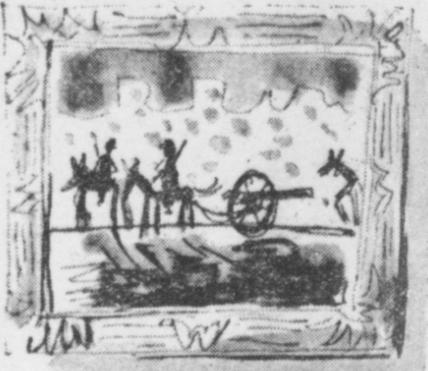
監獄に在る被告人に對しては監獄官吏に通知して之を召喚することを得る。此の場合に於ては被告人が監獄官吏より通知を受けた時を以て召喚狀の送達があつたものと看做される(刑訴八四條三項)。従つて刑務官吏は裁判所より最初に定めた公判期日に係る召喚があつたときは辯護人選任の時期に付注意を與へ辯護人選任の時期を逸せしめない様にしなければならぬ。斯様な點に付ては具體的に裁判所と協議して遺憾なきを期さねばならぬ。

第四は地方裁判所の事件に於ても刑訴三四三條一項に規定する制限に依ることを要しないこととなつた(戰刑二五條)。即ち從來地方裁判所を第一審裁判所とする事件に於ては檢事又は司法警察官の作成した聽取書は形式的證據力を持たなかつたのであるが、今回の立法に依り此の制限を撤廢した。従つて刑務官が司法警察官の職務を行ふ者として作成した聽取書は地方裁判所の事件に於ても證據力を有することとなつたのであるから、此の點に鑑み聽取書の作成に付ては一層の注意を拂ふ必要があるのである。

第五は上告趣意書の提出期間の變更である(戰刑二八條)。即ち從來上告趣意書は遅くとも最初に定めた公判期日の十五日前に差出すこととなつてゐたのであるが、戦時中は上告裁判所が記録の送付を受け其の旨を上告申立人に通知すると、此の通知を受けた日より三十日以内に上告趣意書を差出さねばならない。附帶上告も此の期間内に爲さねばならぬのである。刑務官吏は未決拘禁中の刑事被告人に對して斯様な手續に付ても適切な指示を與へられたい。

### 六むすび

最後に戦時法規の實體規定の運用に就て一言注意を喚起して置きたい。戦時實體規定は一般警戒に可なり重點が置かれ、刑罰が著しく引き上げられてゐる爲、其の適用を見るときは、從來の量刑の慣例に比して可なり思ひ切つて科刑が重くなる場合が多いと思はれるが、當習犯人等の如きは從來の刑に比較して多少不平がましき言動を爲す者なきを保し難いと思ふ。従つてよく戦時法規の精神を理解した上で、斯様な不心得な者がある場合には、十分納得の行く様説明して貰ひたいのである。(筆者は刑事局事務官)



## 南への發足

### 安達書記官を送る

「司法部からの初の司政長官が發令せられて、わが安達さん南へ行く。」

すでに早く現地に着かれ、今、大東亞戦争のさ中に着々行はれてゐる「一面建設」の重要事業に參與せられ、現地司法の最高指導者の任に就かれてゐるのである。赫々たる戦勝は開戦八月にして早くも南方建設の一翼として司法部の進出をもとめた。わが南方經營の雄圖の壯嚴なるにおどろくと共に、此の時此の際の南方司法部の職責はいろいろの意味において極めて重大であること多言を要しないところである。慎重と果斷とがその人にもとめられる。

その南への初の發足が、行刑人安達書記官によつてなされたことは、まことに、邦家のため慶賀に堪えない。

安達書記官は昭和十三年六月大阪保護觀察所長から行刑局第二課長となり間もなく同年九月第一課長の椅子に就かれた。行刑界にあること四年餘、その高邁なる人格と卓抜なる識見とは他に多くその比を見ず、しかもその間、眞に至く一箇の行刑人として、最も複雑多事なりしこの時勢に處して銳意斯界を最も適切妥當なる道におしすめられたのであつた。

氏の業績の一二を顧みよう。副看守

長制度の創設、豫防拘禁所の新設、大阪京都神戸三拘留所の獨立といふ大業を始め、高知の和紙原料間作、大山三好其他の大農場開發、少年行刑の大刷新、作業統制の強化等は氏が第一課長としてのこされた偉大なる足跡である。

就中職員待遇是正についてはあらゆる努力を傾注せられ、その功績の永く没すべからざるは周知の事であらう。大東亞戦争開戦の直前、悲愴なるあわたたしさの中に、あの刑務所非常時警備對策を樹立せられたことは、氏にとつても最も忘れ難い思出の一つである。

あらう。また、南方軍需構外作業を擴充し、海路はるかに自らその巡察の旅に立ち現地に到つて親しく大いに士氣を鼓舞せられたことも、今にして氏の感慨最も深いものであらう。

刑務協會の事業においても、昭和十五年六月理事に就任、その翌年四月以來は常務理事として、會務の諸整備、本誌の改編、人雜誌の充實等を始めて、ここでも下級職員のため醫療救濟寄附金の斡旋などにとめられたのであつた。

茲に行刑局御在任中の功を讃へその勞に謝し、にわか御退任を惜しむの情まことに切なるものと共に、率先垂範、一切の私を捨てて南に赴かれたる壯大なる氣概に對し深甚なる敬意を表し、その御健祥を祈りたい。

農夫の田畑を耕すに比して、漁夫は「海を耕すべし」といはれる。しからば、行刑とは「人」を耕すの謂でなければならぬ。

南に人を耕す、まこと、雄大なるか安達書記官を南に送る――。



# 皇國を擁護した 水戸學の生命 (三)

高須 芳次郎

(五)  
それから烈公が天皇中心主義のもとに政教を一新するにつとめた事蹟は、今日も欽仰に値すると思ふ。之に關聯して、第一に想ひ出されるのは、烈公が義公の遺意を奉じて、天保十二年、日本一の勤皇學校、弘道館を建立したことがある。

當時の藩校は徒らに舊式を追ひ、孔孟流の經書を講じて、少しも、清新な趣がなく、非常時にふさはしい學問、知識、信念を授けやうとしないのが多かつた。この有様を見て、烈公は財政不如意の間でありながら、一部保守主義の老臣らの反對を斥け、藤田東湖、戸田蓬軒、武田耕雲齋らの翼賛を得て、弘道館を建てたのである。

それは烈公の愛國の至誠から出たことで、校内には、孔子のほかに日本の建國に功勞の多い武雷神を祀り、和漢洋三文化を調和して、之を皇道のもとに導き、一個の新文化、新學問を創造することに心を注いだ。この事は、日本教育史上、正に劃期的だつたといはねばならぬ。

殊に烈公が弘道館の精神として、東湖に命じて書かせたところの『館記』は東湖が不朽の大文章として魂をこめて書いた丈に、今日も人々に教へる點が多い。その内容は、國民道德を明白に規定して、政治上、學國一致體制を呼號してゐる。

惟ふに日本民族は、當然、その民族性に基ついた道德の内容をはつきり把握

してをらねばならない。之は思想國防の上からも亦必要である。ところが、當時諸藩の學校は、この點について餘りに無關心にすぎた。そこで烈公は自ら思索し、いろ／＼考へぬいた末、東湖らと協議して、『弘道館記』を作ることになり、茲にはじめて、日本國民道德の内容をはつきり一般に示すに至つたのである。

(六)  
今、『弘道館記』の内容について、その大要に觸れると、先づ宇宙に横はる根本生命——大道(皇道)の存在を肯定し、そこから種々の徳目が民族性を中心に打建てらるゝ所以を明かにしてゐる。即ち(一)忠孝一本(二)文武一體(三)學問・事業の一致(四)神儒調和の四つを挙げ、かくして學國一致體制の確立を提唱した。

由來、日本民族は、中正公明の態度によつて、思想を考察し、綜合的に之をまとめるところに一つの特徴を持つ。右に記したところの『弘道館記』の内容も、さうした傾向のもとに生れたのであつて、在來の孔孟道德とは餘程趣を異にするのである。

水戸學派が大道といふのは、「皇道と解しても宜い」と藤田東湖は言つてゐる。皇道は宇宙の根本生命の如く、偉大な意義を有する。それは、古今、東西に施してよい大中・至正の道である。すべての國は、將來、この皇道に歸一しなければならぬ。

かく尊貴な皇道から分派した諸徳目が、忠孝一本・文武一體などである。申す迄もなく、日本精神の重要素の一つは、人倫至上主義で、之が中核を爲すのは、忠孝一體の徳である。日本が今日の如く、國勢土すばらしい躍進を爲したのは、忠孝一本の思想が傳統的にいつも生きて次から次へ傳へられてゐるからにほかならない。

支那では、餘りにも孝本位に傾き、忠道を第二點に置いてゐるがために國家は興隆しない。日本は忠を第一とし、孝を第二とし、その調和につとめることによつて、國はいよ／＼興隆してゆく。それ故、『弘道館記』においても、先づ忠孝一本の旨を高調したのである。

文武一體も亦日本の美しい傳統で、『萬葉』時代の大家持などの生涯を見ると、そこに文武一體の好典型を見出すのである。源義家の如きも、武に長ずると共に文學の嗜みがあつた。乃木將軍の如きも、心文心武に長じた代表的人物である。かく日本では、古來武士階級のすべてが文武一體の旨を何より大切に考へ且つ實踐した。

そこに日本武士の強味がある。支那では漢以後、偏文主義となつて極端に武を卑しんだ爲め、一般に柔弱化して了つた。支那の不振は、此處に根ざすところが深い。かう考へると、文武一體の徳も亦日本道德中における重要素で日本精神の從屬性の一つといつて宜い。

次に學問・事業の一致といふことは、日本で始終行はれたところで、學問の力を現實の上に活かすのが一つの傳統である。今日は學問のための學問ともいふべきことも一方で認められるが、一般的に理論と實踐とが相待つ如く、學問と事業とは常に提携してゆくべき關係にある。之を水戸學派では、實學ともいつてゐるが、要するに、學問の實際化、現實化である。

それから神儒調和といふことは、日本神道の精神をはつきり何人にも了解せしめるために、儒教の理論を採り入れて、清新味を加へようとしたのである。即ち神道を本とし、儒教を末としたわけで、この二つを同等に扱つたのではな

い。これを現代流にいへば、日本精神を説明するに當つて、西洋學の方法、理論を或程度迄、活用するのと同じ行き方にちかひ。

かくして水戸學派は學國一致的に西力東漸の勢に抗し、飽迄、思想的に日本國家を護持しやうとするのである。之により、日本國民道德がはじめて建設せられ、創成せられたといつて宜く、何人も茲に一個の思想的信念を持つことが出来るやうになつた。そして水戸の弘道館ではこの旨を學生に教へ、思想上の健全性を附與することにつとめた。

### (七)

以上の行き方は、確かに思想國防のうへに役立つた。之と共に、水戸烈公が藤田東湖らの翼賛を得て、一段の努力を注いだのは、軍事上に於ける國防の充實だつた。惟ふに、烈公の一生のうちで、彼が一番、眞剣に魂を打込んだのは何かといへば、國防充實の點にある。

水戸はその領地が一方において太平洋に直面し、いつ外敵が攻めよせるかも知れぬ恐れがあつた。そのうへ、幕府は、國防について極めて保守的であり、無頓着である。之がため、大砲鑄造のことを許しても、軍艦を作ることは、どうしても許さぬ。そこに國防上深憂しなければならぬ點があつた。

之につき、烈公は率先、大艦巨砲主義を唱へ、その實現を急いだ。蓋し烈公は藩主となる前から、日本の重大時期に直面したことを知つて、之が用意に全力を傾けやうとしたらしい。且つ軍事科學に就ても夙に注意した。

浦安の國守るものは軍艦飛火の筒の外なかりけれ  
烈公は、がう痛感して、歐米列強の船が日本の近海に出没して、わが儘を働くのを快しと思はなかつた。

こと國の船拂はんと思ふ身はねてもさめてもひまなかりけり  
幾たびかわが憂へこしあやふさを今は現に見る世とぞなる

以上二首により、烈公がいかにかからイギリス、アメリカ、ロシアなどの横暴を憤つたかが想像せられる。その結果、烈公の軍事科學上の發明をもたら

し、當時の人々を驚かした。一體、烈公は少年時代から、西洋科學に興味を持ち、その發明の才は、年と共に發達した。それ故、今日の戰車に似た安神車を發明したのは偶然でない。

それは木製の車臺の上に鍊鐵七枚を以て作った菱形の室を作り、丁度、鎧胸のやうな趣を備へた。その周圍は一丈五尺四寸で、高さ三尺五寸に及び、室の後に出入口を附け、展望のため、左右に小窓があげてある。その總重量は九五貫六百目で、動力の代りに大きい牛を用ひて、之をひかせた。それは今日の戰車にくらべると見劣りするが、諸方から飛來する敵彈をはねかへすやう心した點は烈公の卓見だといつて宜い。

その他、烈公は、銅製大砲、鐵製大砲の鑄造にも成功し、之がため、最初の間は少からぬ苦心を重ねた。この方面に著手したのは天保七年のことで、水戸神崎に大砲製造所を作つた。それには、義公時代に作つた火藥壺（青銅製）を鑄つて、作ることとし、技術の方を鑄物師長谷善四郎に命じた。

善四郎は、この方面の名人だつたが、鑄砲の事になると、經驗が殆どないので、最初は度々失敗した。そして之を非常に氣にかけ、一時責任感から自殺しやうとさへした。が、烈公は彼に對して寛大で少しも之を咎めない。種々馳走して、善四郎を勵ましたので、すつかり感激し、非常な努力の結果、到頭、銅製の砲を作りあげた。それが十貫目玉の長身砲で、烈公は之に「壹發藥房」といふ銘をつけたのである。之が後に二百九十二門出來た。

次に鐵製大砲の鑄造については、更に更に一段の苦心を重ねたが、これも最初は、なか／＼成功しなかつた。第一之を作るには、反射爐を作る必要があり、また爐を築くに用ひる耐火煉瓦を作らねばならぬ。之について、烈公は、天才的な青年大工飛田與七を起用して、反射爐の事を見學させるため、鹿兒島に赴かせたのである。

與七が見學から歸藩すると、烈公は先づ千七百度の高熱に耐へ得る煉瓦を瓦

燒名人福井仙吉らに作らせ、また技師として、竹下清右衛門（薩州）、大島高任（南部藩士）、熊出嘉門（三春藩士）らを聘用した。

かうして反射爐が漸く出來上ると、鐵製大砲の鑄造に取りかゝつたが、これもオランダの原書によつた丈では、どうしても出來ず、再三の失敗を重ねた。然し、烈公は、それでも失望しないで、尙ほ一同を勵ました。

この寛大な態度を見るにつけて、一番深く責任を感じたのは、竹下清右衛門、飛田與七、福井仙吉の三技師で、どうしても、之を成功させねば、烈公に對し申わけがないと思ひつめ、日夜、神佛に祈りを捧げた。そしていよいよ最後と思ふ鑄込の日には、白禰、白鉢卷、白裝束で姿を現はし、思ひ入つた様子を示した。幸ひこの必死の意氣込が役に立つたと見え、思ひ通りの鐵製大砲が始めて出來たときの喜び。一同は、俄かに元氣づいた。爾來、二十余門の大砲が次々に出來たのである。

(八)

その他、烈公は、造船事業についても始終、力を注ぎ、嘉永六年、アメリカのペルリが浦賀へ來て、幕府を威嚇してから、いよいよその眼ざめを促し、大艦製造の事を許可さるに至ると、幕命によつて、烈公は旭日丸を作つた。之は安政元年に始めて、同四年に完成したもので、全長二十一間の木製帆前船である。之が出來る迄、烈公は時々、監督、指揮に當り試運轉をすますと喜んで之を幕府に献上した。

一體、烈公は發明好きで、潜水艦、甲鐵艦の工夫をもして、繪圖面を作り、水雷彈、人造火藥の製造にも心を注いだ。また日本の全船舶が船章として、日丸を用ひるやうになつたのは、一に烈公の獻言による。

以上によつても、烈公が皇道精神のもとに思想國防、軍事國防に全力を注ぎ、米英、露佛のさし伸ばす侵略の魔手をはらひ斥けることに成功した所以が分る。そこに水戸學の偉大な貢獻がある。

(完)



報 恩 と 職 責

(一)

小林 一郎

『海ゆかばみづくかばね』といふ軍歌は此の頃ラヂオなどでも放送されて、幼い兒までも其の歌詞を暗で覚えて居るやうになつて居る。これは萬葉集の中に出て居る大伴家持の歌の中から取つたものといふことに一般には覺えられて居るが、此の家持の歌の出來たより前に、陸奥の國から初めて黄金が出たに就て聖武天皇よりお下しになつた詔があつて、家持の歌も實は此の詔を拜讀して、大に感激して作つたものである。此の聖武天皇の詔は天平二十一年四月に奈良の東大寺へ行幸になつた際に、左大臣橘諸兄をして盧遮那佛の前で讀ませられたものである。其の中に

汝等の祖の言ひ來らく、海行かばみづく屍、山行かば草むす屍、おほ君の邊にこそ死なめ、のどには死なじと言ひ來る人どもとも聞し召す

とある。之に依つて考へて見ると、『海ゆかば』云々といふのは大伴氏の祖先から言ひ傳へて來たことで、家持の歌の中にも是れが採り入れられてあり、又聖武天皇も其の盡忠報恩の精神に深く感感あらせられて、詔の中に特に此の語を御引用になつたものと思はるゝのである。

さて此の語の中で特に注意すべきは『大君の邊にこそ死なめ』といふことで

ある。海で戦つて死ねば屍は水の中に沈んでしまふ。山で戦つて死ねば屍は山の中に棄てられて草に埋つてしまふであらうが、天皇の御側で死ぬのだと思ふから少しも厭はぬ、たと其の光榮を感じるのみであるといふのである。然るに實際天皇が陣中に御立ちになるといふ場合は、神武天皇御創業の際を除いては殆んどなかつたのである。されば海で死ぬ人も山で死ぬ人も、實際は天皇の御側で死ぬのではないのである。併し其の死ぬ時には、天皇の御側で死ぬのだと思つて、自ら満足して死ぬので、こゝが日本の武士の貴いところである。日本の武士は自分達の陣中にはいつも天皇の御稜威が輝いて居る、自分達は天皇の御稜威の中に包まれて進んで行くのである、自分達が敵を破るのは決して自分達の力ではない、天皇の御稜威が自分達の手に宿つて居るから敵を破ることが出来るのだと信じて居るのである。それ故に其の戦死する時には、たとひ天皇の御姿を拜まないでも、天皇の御足元で死ぬ心持で喜んで死ぬのである。それで『のどには死なじ』といふのである。『のどには』とは『空しく』といふことで、自分達は空しく死ぬのではない、皇室の御恩に報ずるために戦つて死ぬのであると信じて、笑つて死んで行くのである。

此の健氣な武士の心持が即ち日本國民全體の心持でなければならぬのである。日露戦争が終つて日本の戦勝國たる名が世界の果てから果てまで知れ渡つた頃に、普く吾等に御發表になつた明治天皇の御製の中に、

國をおもふ道に二つはなかりけりいさのにはに立つも立たぬも  
と申すのがあつた。即ち戰場に立たぬ者も戰場に立つ者と全く同じ心持で、生命を抛つて自己の職に努め、自己の責を果さなければならぬといふことを御諭しになつたのである。吾等は謹んで此の御製を拜誦すると共に、また

山の奥島のはてまで尋ね見む世に知られざる人もありやと  
と申す御製を拜して非常なる感激を覺えたのであつた。山の奥で働いて居る人、或は遠い離れ島の果て働いて居る人は、其の名を世間に知られもせず、至て薄い待遇を受けて一生を終るのであるが、此等の無名の人の努力が積まれて此の國の大に發展すべき力となるのであるから、其の努力は決して輕んずべきものではない。それで明治天皇には斯ういふ隠れたる功勞者を尋ねてやりた

いと仰せられたのである。まことに有難いことである。實に吾等は蔭に隠れた所働いて誰にも知られず、誰にも認められずに居ても、上御一人は此の如くに吾等の努力を御認になるのだと思へば、吾等の身の力と心の力とを盡く吾等の事に打込んで更に後悔はないと思はなければならぬのである。

世界に多くの國があるが、其中で獨り吾が國は全く特殊の性質をもつた國である。共和政治の國は別として、世界にも吾が國に似たやうな帝王政治の國がないわけではないが、世界の帝王と吾が國の天皇とは全く其の性質がちがふのである。世界の何れの國でも其の初めには國民が相集つて國を建てたのである。さて其の國が或る程度まで發達してから、更に之を發達させる爲に、國民

の御繁昌のみを御祈り申上げて居るので、一國は全く一家の如くにして、以て今日に及んで居るのである。此の國に生れた者は何よりも此の國の民として生れたことに對して感謝しなければならぬわけである。吉田松陰が『土規七則』といふものを作つた中に、

凡そ皇國に生れては宜しく吾が宇内に尊き所以を知らべし……人君は民を養ひて以て祖業を繼ぎ、臣民は君に忠にして以て父の志を繼ぐ。君臣一體にして忠孝一致なるは、唯だ吾が國を然りと爲す。

といつてあるが、此の事は苟くも日本國民たる者の盡くが能く心得て居なければならぬものである。神武天皇が大和の橿原の宮に於て御即位式を擧げさせらるゝに先だつて御下しになつた詔の中に、

苟くも民に利あらば何ぞ聖造を妨げん。  
とある。聖造といふのは即ち天皇の御事業のことである。天皇は苟くも國民の幸福を増進するためには如何なる事でも實行して下さると仰せられたのである。此の御趣意は歴代の天皇の盡く御守りになつた所で、此の二千六百年間に種々の御事業が起り、種々の御改革もあつたが、それ等は皆『民に利あらば』といふ御精神に出るものである。明治以後に於て西洋の學問文藝が多く採り入れられ、皇室よりして之に御保護を御加へになつたのも亦『民に利あらば』と思し召したからである。又立憲政治といふものを御採用になつたのも、同じく

『民に利あらば』との聖慮に出たものと考へなければならぬのである。歴代の天皇は何れも『民に利あらば』といふ御精神を以て有らゆる御苦勞を御重ねになり、今日の如き國運發展の基礎を御固めになつたので、吾等國民は此の事を永く銘記して忘れてはならぬのである。

の上に立つて之を統一する人の必要が感じられてそこで初めて、國民の中から特に優秀な人を推戴して帝王とするのである。即ち其の帝王なる者は國民の中から、選ばれたものであるから國民の支持を失へば其の地位を保つことの出来ぬのは勿論のことである。それ故に一たび選まれて帝王となつた人の子孫でも、其の人が國民の信頼を失へば忽ち其の地位を失はざるを得ぬ。國民は信頼し得ぬ王を廢して他の人を以て之に代ふるので、即ち之を革命といふのである。改革とは天命が革まるといふことである。國民に信頼せられて居る王は天も必ず之を護ると信せられるので、即ち『天命を受けて王となつて居る』といふのであるが、國民が信頼しなくなれば天も直ちに之を見捨てるから、天命が革まるといふことになるのである。世界の何れの國でも革命のない國はない。それは帝王の地位が國民の意向に依つて左右される以上は當然のことである。それだから何れの國でも帝王と國民との間に結ばれたる君臣の關係といふものは至つて淺いものといはなければならぬ。

獨り吾が日本國は國民が集つて國を作り、國民が集つて帝王を作つたのではない。皇室の御先祖が吾等の祖先を御率ゐになり御教へになつて、此の國を御建てになつたのである。他の諸國のやうに民あつて後に君があるのではなく、君あつて後に民があるのである。若し君がなかつたら、國も民も全くなかつたのである。譬へば吾等が頭をもつて生れたと同様である。人の身體に頭がなければ手も足も全く其の用を爲さぬのであるが、此の日本の國に皇室といふものがなければ國といふものが全く成り立たぬのである。皇室は實に此の國の生命の泉とも申すべきものである。されば皇室に於かせられては唯だ常に此の國の發展と此の民の安泰といふことのみを御軫念になり、國民の凡ては唯だ皇室

今上陛下には昭和三年十一月に京都に於て御即位の大典を擧げさせられ、それから引續いて東京に於ても種々の御式があつて、宮城の前に於て全國青年の代表者を御親閱になつたのが其の一切の御式の打止めであつた。此の日は季候も寒く、而も朝から少しの止み間もなく雨が降り續いて居たが、陛下には宮城前の式場に出御になり、外套をも召させられず、雨に濡れひたりながら數時間に互つて、全國青年の代表者を御親閱になつた。吾等は何にも譬へられぬ恐懼の念に打たれ、玉座の前を進行しながら恐る恐る天顏を見上げたが、陛下には少しも御疲勞の御様子もなく、極めて爽やかな御氣色で御立ちになつてあらせられた。吾等は此の御氣色を拜して、胸中には感激の外に何物もなかつた。御式が無事に終了して歸りながら吾等は『陛下が吾々と共に濡れて下さつた。而も御機嫌が非常に麗はしかつた。有難いことではないか』と語りあつた。若し今日雨が降らなかつたら、斯んな嬉しさは感じなかつたであらうといつて、雨に對してさへも感謝したのであつた。

吾等は此の感激の中に於て、明治元年に五ヶ條の御誓文と共に御下しになつた御宸翰のことを思ひ出した。その御宸翰には、  
今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば、今日の事朕自ら身骨を勞し、心思を苦しめ艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ、始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。  
とあるのである。まことに吾等國民のために如何なる艱難をも御忍びになるといふのが、歴代の天皇の御精神であるといふことを知ると共に、吾等は此の御恩に報ずるためには、身心一切の力を打込まなければ相濟まぬと痛感せざるを得ぬ。吾等が自己の職責を果すために有らゆる困苦を厭はぬといふことは、實にこゝに其の根柢が存するのである。



# 法窓文語

— 司法行政と文學に就て —

吉川英治

司法行政の一端に文學者の參與することが、甚だものめづらしく感じられたとすれば、それほど今日まで司法行政は一般的な文化から埒外視されてゐたものであり、また文學者自身はかくの如く自己を偏した一隅にしか磨いてゐなかつたことを立證するもので、共に反省すべきことではないかと痛感する。

これはこんど非才な私がかからずも司法省委員に推されたことが諸方面で話題になつたものらしく、以來、私自身もよく人に問はれたことだつた。いづたい司法行政と文學者とはいかなる關係があるのかといふかるやうな口吻で。

そこで私は、當初拜命のときに、私自身も一應も二應も考へたこの問題に就て折あることに説明する必要に迫られた。これは政府が新に創設した官民

合體制の一勇斷であり、各方面の期待と囁目もあることを思ふと、いはゆる「笑而不答」ではすまされぬ責任感もそこに當然大きく抱かざるを得ないからである。

正直に云ふ。およそ文學者なるものほど雜學を要するものはない。廣い部門に關心をもち、人間の姿のあるところ、總てに眼を心を凝してゐるものはないと信じてゐた。ところが、司法部の行政其他に關しては、まつたく無

關心に過て来たことを、今更ながら改めて、ここに告白せざるを得ない。司法委員の命に接して初めて、司法——文學——かういふ關聯を呼び起すに努めさせられたことを、恥しいが、正直にお断りしておく。だがこれはひとり私だけでなかつた。文壇の者もジャーナリストもあらゆる部門にある人々もさうだつたと斷じてよろしい。なせなら

呼び起させる。そして明日の推進に役立てる。さうした作用をすら作家は意圖するものなのである。

かう想到してくるとき、文學者が司法に無關心であるなどは、すでに重要なその一基本を忘れてゐることになりはしないか、また、司法そのものの目標と文學者の目標とが、いかにその社會觀、人間觀、思想觀、戀愛觀、凡庸觀、あらゆる五情五慾の變貌複雑な世態と人間を究めるところに、相似てゐるところがありはしないか。考へれば考へるほど、思ひ半ばに過るものがある氣がする。

司法の府といへば、一般民衆の觀念は、そこは冷徹鬼域として近づき難き荆棘の森であるやうにしか感じてゐない。なんぞ知らん私は第一回の司法委員會のときから意外な感に打たれたものである。それは餘りに自分の想像の幼稚を知つたからだつた。岩村法相を初め大森次官以下、實に和やかな感じの裡に諸員と會合を終始してをられたし、各部長の方たちと話してみても、そこに民衆が抱いてゐるやうな先入觀のまつたく理由なきことが頷けるばかりだつたからである。何よりは、司法

ば前述のやうに一應をみなその關聯に考へさせられたり奇異な感じをすらもつたものがあつたほどだから。

ふかく考へてみると、きのふ迄の文化はかくの如く各々が各々の區劃の中にのみ清澄を守り或は沈澱し或は單獨的な進歩をとげてきたものだつた。一朝その文化區分の堰を切つて各部門の相互交流を急促に必要にして来たものは今次大東亞戰爭による國內文化政策の整調一統化と官民協一の必然がうながして来た賜もので——たとへばきのふ迄の文學者は自己の觀照と知識を書齋に封庫して以て充分文學者たり得たし、その生活に惜みなかつたものであるが、今日に於ては、文學者がたゞその文學的教養と文學者の學識とだけを擁してゐるのみでは、この世紀に何らの文學的生きかひをもつこともできなくなつたやうに——また政治家がたゞ

官そのものは、いはゆる惡を追求摘抉するを任としてゐるやうな過去の法官ではなくして、いかに國民のうちの「眞」を求め「美」をさがし、いかに人間の「善」にふれるべきかといふことにその努力がつけねにかけられてゐるかを私は第一回のときからまづ訓へられたこゝちがした。こゝにあつて、ここにある法相や次官以下の方々のいかに司法の諸善諸惡奉行の萬全を盡すかといふ行政苦心のほどを窺つてみると、それはたとへば大家族の家長がひとしく家族の上に持つ大きな愛の親心にも似てゐる。何で司法の府が國民たちに唯冷徹苛烈とのみ感じられ易いのか。傷まざるを得ない、親心を知らない子たちはひがみやすい。この一事だけでも折あることに國民のうちに知らせることは決して意義なきことではない。

「法」といふものに對する理解に就ても、國民のうちにはなほ封建時代の「法」そのまゝを觀念的に抱いてゐる傾きもある。天皇の國の赤子に對する「法」の斷じて外國のいはゆる法理論や權利觀を絶對としたものでなくその「法制體」のうちには「法制精神」のあることをも、みながよく知るやうにな

その政治生活の體驗や性能だけをもつて時代の政治家を代表することができなくなつたやうに——人と人、組織と組織も、あらゆる意味に於て、その全力を、およそ雲と海水のごとく、雨となつては注ぎ、雲となつては昇り、官民相互、全能の交流を大自然のすがたに歸すことに依つてのみ、いはゆる日本の目標する大亞細亞の一世紀が將來する。いまやさういふ世紀の分水嶺にありつゝあらゆる善知善能を欲求してゐるもの、ひとり政治體制の形のみでなく、經濟方面でも、翼賛方面でも、乃至司法省そのものでもみなさういふ意欲に熾烈なのではないかと思ふ。もちろん文學部門などに於ては、いかにして今日の高度な日本の文學として恥なきものたらしめんかと、苦悶奮闘してゐるほどだといつていい。それほど當面の天職は各自の部門に於て切實なるものだと思ふ。

この必死が日本の政治をまた文化を、雷鳴のあとの夏雲のごとく、むく／＼高度へ上昇してゆくにちがひないことを私は疑はない。たゞその懸念を抱いてもいかにせむ私は司法行政に關するかぎり嬰兒にひとしいものしかない。ひたすら諸兄に就て學び、諸兄の善に捧げる臣業にすこしでも自己の微才が

りたものだと思ふ。立法の精神が、惡を刑罰するのを目的とするのでなく、惡をなからしめんとする國家の大愛にあることがよく解り合ひたいものだと思ふ。

しかも一人の惡を刑罰することは、萬人の善を生まうとする法官の苦しい努力だといふことが國民に心からわかつてゐなければならぬ管である。一箇の生命を死刑にするときは、即ち千萬の生命が生きていくべきありたいと希ふ。法は殺人の劍でなく、活人の劍として鋭利燦然、その光に涙あるを知らなければならぬ。劍に涙ありまたその光に愛涙のあるとき、劍はいかにその性能を峻嚴に用ひやうとも、決して諸人がそれを、苛烈なりといふものはない。たとへば、武藏の劍生活を見てもわかることである。又たとへば皇軍の斷乎たる劍を見てもである。

なほ顧みて法と文學に關することを語るとなれば、餘りに課題は大きすぎるし想念もとまらぬほど多いが、何分私は先にもいつたとほりなほ法窓の下には餘りに初學である。もう少し時を措いてなほ靜に感想があれば機をみておはなしするとする。淺見を嗤ひ給ふな。妄言多罪。

役立ちでもするならば以て文學全體のためにこんなありがたいことはないといふは思ふのみである。

そこで司法と文學の問題だが、誰にもすくわかることは、およそ國家の「法」なるものは民を對象としたものであり、民の本質は、「人間」以外のものではないといふことである。文學は實に、今更いふ迄もなく、その人間を描くことで、人間の髓、性格、その生命體を離れて、文學はあり得ないのである。歴史はその集大積であり、傳記はその簡體である。自然を風詠し花鳥を吟じなどしてゐる文學にしてもその裏づけに人間がなくては文學にならぬ。小説はさらにその人間の内生命と生活にまで立入つて、人間とはいかなるものかを、心理にまで入つて探究する事業である。そして人生行路の種々相、あり得るあらゆる場合を構想し假定し、これに作家の觀照を加へてゆく。歴史小説のときは、たとへば宮本武藏、たとへば豊臣秀吉、たとへば水戸光圀と、地下の白骨にまで作家の血液を注いで、これを今日に甦らせ、とすればわれらが置き忘れてゆき易い本來の傳統を今日の生活精神のうちに



# 全一主義

常盤敏太

今は昔夏の夕、三人の子供を膝下に呼び集め、しんみりと四方山の話をしてゐる情景である。やがて父は三本の矢を長兄に渡して之を折ることを命じた。しかしそれは失敗に歸した。次男も末子も同じであつた。そこでその三本の矢を三人に分けて之を折ることを命じた。三人は怪訝な顔をしながらお互に顔見合はせたが、父の命であるから兄が先づ折り第二人も之に従つた。勿論一本の矢を折ることはこの三人の若者に餘りに容易な技であつた。何とならんと父の顔を仰ぐ三人の若者を順々に見遣りながら、父は、暫らくして、やをら口を切つたのである。「一本の矢ならば非力の者にも容易に折れる。三本一緒だと大力の者にも折ることは出来ない。兄弟も同だ。一人一人だと敗れることもあらう。三人力を合せて仲よくせねばならぬ。分つたね。短か夜に燈し火が小さくゆれる。夜半

に及んだのであらう。これだけで日本人ならば誰でもハア毛利元就の訓へかとうなづくことであらう。正にその通りである。蒙古では同じ話が成吉思汗の母親について語られてゐる。一の力が三つ集まれば三倍の力になるといふのは世界中の眞理である。六ヶ敷く云へば、一の三倍は三であることは數理的に普遍妥當性があるのである。

さて一が三つ集つた結果が三であることは確かであるが、その集まり方が如何であるかには別に問題があらう。田が支配し命令し之にて丙が集まるのと、甲乙に丙が集まるのと甲乙丙がお互に集まるのとは、そこに相當の差異を見るであらう。それにその中の一が他を集めるのでなくて、三つ以外の者がそれらを集めるのと大變な違ひが生じよう。集め方にも集まり方の數だけの種々の場合が考へられるであらう。

これは順列組合せの數式が成立するに餘りに簡單であらうが、それが人間といふ無限の心の動きを持つ者である限り、數學では天文的に取扱つても盡し得ないものであらう。宗教的のものである。神秘的ともせられるのである。

これは逆にキリストが五つのパンを撃つて弟子に予へ、弟子は之を衆人に予へたことが馬太傳に見えてゐる。果して如何に撃つたかは問題である。しかし、その予へ方の如何によつて生じたであらう結果は同傳に記されてゐるのである。曰く「みな食て飽き、その餘たる屑を拾ひしに十二の筐に盈たり。食ひし者は婦と幼童の外おほよそ五千人なりき」と。如何に一つのパンが大きくても製造方法に限りあることであるから、その結果はさしあたり常識的でも科學的でもあり得ない。却説、しからは人間一人が三人集つ

たら一本の矢が三本集つたやうに三人力であるだらうか。その結果は極めて常識的である。科學的であり數學的であるといふことが出来よう。しかし果して、それでよいのであらうか。

以上のことから日本國民全體を一億とする。一億が力を併せて事を行へば一人の力から見れば計算上は少くとも一億倍の力を得られる理窟になる。ところでその結果は一億倍に止まらないであらうことが考へられ、又實證せられてゐるのである。といふのは力が自然の力であれば引力説によつても相對性原理によつても加速度や抵抗と共に一應計算器にかかるしる物であるが、人の力は法律上は勿論意思であるからその擴大力及び結果は量り知ることが得ないものがある顯微鏡的な分子が意思の中心たる腦髓の中で意思決定の爲に右から左に一ミリでも移ることによつて起る意味は、ときに、世界を動かす力にもなるのである。それは金石を通す位の生やさしいことでは足らない。一億の意思即ち力の合せ方によつては一兆倍の力ともなるのである。キリストの五つのパンが五千人を満腹せしめたなどは何ら驚くに足らない。假りに一兆の力が出るとすれば、世界

中の外國人口を二十億と見て、數學的な加算による二十億の力と對抗しても、尙五百倍に値する譯である。一と五百との對抗では力の優劣が何れにあるかなどいふも愚な話である。

しかし、これは假説である。凡ては神秘に屬する超數學的計算である。それに、我が左様になつたのと彼が然く成つたのでは大變な違ひである。主客顛倒などと言つてゐられない。一民族一國家興亡の問題である。かくの如き歴史的に觀て絶対に起らぬなどと言つて安心してゐられない。信念や言葉の問題でなくて、その信念を作り、言葉を實證する各人の意思力即ち實行の課題である。

近頃ドイツから流行して來たといはれる全體主義に異存と疑を持つ者が多い。全體といふのは一定の標準概念によつて區別せられたもの、凡てであるといふことが出来よう。例へばドイツ人といふ類概念によつて取り出された人間の全體であるのである。ドイツ人に言はしむれば一人のドイツ人に對し全體ドイツ人七千萬人はその七千萬倍に當ることになるのみならず、之に

は七千萬人によつて醸し出される雰囲気加はるので、一人力の七千萬倍以上の力量に成るとせられるのである。しかし我々日本人にとつては、ざりと欲の少ない全體主義であり、俄作りの寄せ集めの全體主義であつて、個別主義を前提とし或はどうかすると個別に類することを豫定した全體である。我が邦で全體主義が批判せられる所以も、この個と對立する全體をおのがものとして考へてならぬことを意味してゐるのに在るのであるまいか。しかし一應毛利元就の故知に倣へば強ち排斥すべきでもあるまい。算術的に割合に分り易い。實證的であり、具體的でさへもあり得る。さればとて之に疑を持つ我々日本人は神秘的な神憑りのことが好きである爲とのみは言ひ得まい。我々が何となくドイツ流の全體主義に納得の行かないのは結局民族性といふカイラチオナルな歴史的文化的のものに在るといふの外ないであらうか。昔つて議會で、當時の首相平沼男爵が、我が國では全體主義でなく皇道主義でなければならぬと謂つたのもこんな趣を意味せられてゐるのであらう。

ドイツで全體主義が唱道せられたのはカール・シュミットの『全體國家』

といふ言葉に始まるといはれてゐる。その後同じ趣向で『權威國家』とか『指導者國家』とかいふ言葉が用ひられてゐる。言ふまでもなく、それらの言葉は多少のニュアンスを以つて使用せられ、理解せられてゐる。しかし、ドイツにおいてもそのシノニムとかニュアンスの程度も確と判然してゐない不思議の言葉ではある。その分つて分らぬやうなところに標語的妙味があるといふのであらうか。科學の用語としては許されぬことである。況んや、その言葉を輸入する場合には先方の確たる意義と共に、用ひられる我が國の場もしつかりとしたものでなくては危険である。後に成つて、その積りではなかつたといつてもそれは言葉通り後の祭であらう。

東北帝大の畏友木村教授が『全體主義の檢討』をせられたことがある。それにはフォオルストホッフのやうに、全體主義國家といふのは純形式化せられた自由主義國家に對して内容上充實した國家を意味するとせられて居る。この全然消極的な意味の全體國家に對して、カール・シュミットやエルンスト・ユンガーは全體國家とは全生活の領域に互つて、國家がその支配的權力

を擴充し、生活の全體に對して國家の意思に服せしむることを内容とした國家を意味してゐるのである。ところでケルロイターは自由主義國家對の全體國家を認めず、全體國家とは國家の要素たる權力の方面から觀た全面的權力國家といふのである。

これでは何のことやら分つたやうに分らぬといふのがドイツ人の許らぬ感懐であらう。第三者たる我々には全體國家の觀念の同一性よりも相違の方が顯著であると思はれるのも無理はない。

わたしは去る日、一老師の居室に墨痕淋漓たる一軸を仰いだことがある。それには『壺中之眞理』とあつた。それは公案の一つでもあらうか。俄居士には分らう筈もない。哲學者である畏友水君は、哲學者は各々自分の作つた壺の中にあるものだ。そしてただそのうちに藏する天地を觀てゐるにすぎぬとさへ思はれるが、かくして得られた『壺中の眞理』はその故に非難さるべきではないとも謂つてゐる。それは小宇宙であり、かくて哲學的眞理も個なき普遍ではないことを意味してゐる

のである。  
 壺中の眞理が何であるかは別論としても、壺中の小宇宙は宇宙の一部であると同時に全部でもある。眞理は一部に成り立つてもそれは同時に全部の中にあるのである。宇宙は小宇宙に或は一部宇宙に限つてみたところで大宇宙であり、全宇宙である。否、宇宙といふものは一部で代表され、觀念されても、それは常に全部であるのである。

諸外國人においてはいざ知らず、日本人に關する限り、日本人は一人であつても一億日本人である譯である。一億になつても日本人は一人の日本人と同じく日本人である。實際、日本人といふものは一にて全、全にして一であるのである。我々日本人が海外に遊んで見るとこのことは現實の問題として、非常に明瞭に實證され経験されるのである。外國の野に山に町に立つたときのわたくしは全然日本人である。日本人は一億居る筈であるのにわたくしがその日本人であるのである。一人の日本人が全日本人である譯がここに在る。外國人はわたくしを日本人として観る。日本人全體がわたくしとするやうにする。わたくしの考へるやう

に、考へ、わたくしのもの言ふやうに言ひ、更に一億日本人はわたくしの顔をし、わたくしの勇敢さであり、わたくしの賢さであるのである。彼等が又わたくしを尊敬し或は馬鹿にするのは意識的であらうと無意識的であらうと問はず日本人を尊敬し輕蔑することである。  
 こうしたものの觀方は東洋流といふか、少くとも日本的特徴である。  
 歐羅巴流の全體的觀念がもの總和とそれから醸し出される何ものかの全體であるといふのに比して、わが邦の全體的觀念が全く趣を異にしてゐるのは正にそれぞれ國民性の特徴をなしてゐると見てよいと思ふ。歐洲でもライプニッツのやうな東洋流の「全體的考察」がないのではないが、歐洲人の受け納れるところではなかつたのはそれがライプニッツ流ではあつたが、民族的に歐洲的でなかつた證據であらう。そこで歐洲人流といへば「分析的思惟」といふことになるのである。最近流行の全體主義といふのもこの分析的思惟でばらばらにせられたものの總和に過ぎないことともならう。そこで、彼の如き、又、わが國のかくの如きの觀念は全く歴史的文化的のものであり

従つて民族的に特徴づけられてゐるのである。  
 わが國のかくの如きの觀念をわたくしは全一主義と呼ぶに相應はしいと思つてゐる。それは決して、もの總和である全體主義ではないからである。全にして一、一にして全である。日本人は一人でも一億日本人であり、西洋流の如く決して國籍を離れ民族を離れ家族を考へない個人には成り切れない觀念の中に生きてゐるのである。この觀方は佛教に胚胎したのかも知れない。しかし、それはライプニッツのモナーデン・レーレと同様に彼の地では生育せず、日本人の中に歴史的文化的所産として生活してゐるのである。  
 そこで刀の問題となつても、日本人の精神刀だとせられてゐるのも、わたくしは、これだと思ふ。戦争で強い譯もその觀方、従つて信念とか生活に基因することが可成具體的に證明出来るのである。諸外國人は全體の力の總和として全體を覆る丈けであるから、戦線で全國七千萬民の一部、假りに一萬人と一萬人で對峙する限りではお互に一萬人づつの力で戦つてゐるに過ぎないのであるが、日本人は一人でも一億國民であるから一萬人の戦線では一兆

の力が向いてゐることになる。生理的個々の體力が如何に我に非であつたにしろ敵軍一萬人に對し、日本軍一兆では戦争は戦はずして勝敗が決してゐる譯である。この理は日本軍五人十人或は唯一人が數千數萬の敵軍に十重二十重に圍まれた時でも同様である。よく敵の重圍を破り、或は大敵を潰走せしめるのは右の力の比によるのである。近代の數學では説明つかぬ。それ故精神力といふのも宜であらう。  
 殊に歴史的文化的所産としての日本特有の力の計量觀は全く、天皇を中心とする一億國民の全體であるので、天皇陛下の爲にといふことで一億、一つに歸するのである。西洋流に歸納説明すれば、天皇を中心とする一億國民の爲であると同時に、日本人の爲即ち自己の爲であるのである。これは單なる精神力といふ言葉だけで分らなければ、東洋流、否、日本流の數學として研究してもらはねばならぬ。かくて又、歐洲流の全體主義に似て非なるわが日本主義を皇道主義といふのも理由あることである。  
 皇道主義、及び精神主義が、若し、科學的に明瞭を缺くといふ者ならば、それらの者にはわたくしは全一主義を聴かせたい。さうして、そのやうに科學的説明をしたいのである。

# 莊子の子ら

## 逍遙自在

### 莊子内篇 養生篇

吾生也有涯。而知也無涯。以有涯隨無涯。殆已。已而爲知者。殆而已矣。爲善無近名。爲惡無近刑。緣督以爲經。可<sub>レ</sub>以保身。可<sub>レ</sub>以全生。可<sub>レ</sub>以養親。可<sub>レ</sub>以盡年。  
 (以下略)

われいま天地に生をうけてゐる。生!! 生とは何であらう?

天地!! それはそも何であらう? わが生は流轉のうちであり、涯がある。その涯ある生の中に、わきたつて息まざるものがあり、求めてやまざる知がある。すべてのものに觸れ、すべてのものをうけて識る知ではない。涯てしなくわきたつ力である。この眞の生命をも自覺することが出来ずに、湧き出づる泡の如き生をもて、外界に向つて知識をもとめてやまず。殆いことである。

露の如き生をもつて、幻の如き知を追うてやまざれば、迷やはてしなし。

あゝ殆いかな。

善を爲すも、名に近くことなく、悪を爲すも、刑に近くことなく、天地の大道にしたがつて以て、わが生の經とせば、したがつて身を保んずることができ、もて生を全うすることができ、よつて親を養ふことができる。もてわが天壽を盡すことができる。これ生の情に達し、命の理に順じて、疑ふところがないからである。庖丁が、文惠君のために祖廟にさぐべき牛の肉と骨を放ち、これを料理した。

手の觸るゝところ、肩の倚りそうところ、足をもて履まへるところ、膝の

蹄ふるゝところ、刀を纏へて、さらさらと骨肉相離れ、刀は奏でるやうに動き、肉と骨と解きはなれてゆくと、妙なる音楽の韻律に應ずるのであつた。  
 古への聖の王の舞樂桑林の舞に合ひ、經首の會といふ交響雅樂にも匹ふべきものであつた。  
 そこで文惠君は、「あゝ善いな!!。技術も、監しこゝまで至るものかな!!。」と感嘆した。  
 庖丁は、刀を釋て、對へて曰く、「臣の好むところのものは道です。技術なんていふところに止まつてはなりません。」

始めて臣が、牛を解く時は、牛といふことが胸一ぱいで、生きてゐる牛、その牛を殺すのである。骨と肉とを解き放つのである。牛の頭の、あの眼、五體の温み、迷る血潮、すべて牛でないものはなかつた。

三年も経つた後は、もはや生きてゐる牛、その生の通うた全き牛といふ觀念などは、最早なくなつてしまつた。方今になつてみると、臣はたゞ神でもつてこれに遇ひ、目で視るなんてことはなく、五官の知もはたらしをせず、不可思議の神の力そのもので行つてゆくだけであります。天理に依るからであります。

大きな隙をおし批き、大きな隙に道いてゆく、その固より天然の理に因るから、筋や肉の結ばれて堅きところに、ぶつかつて動きがとれぬなど、い

ふことは、未だ會つてありません。況んや過つてよも大輦に刀がふれることはない。  
 良い庖人は、年々に刀を取り更へます。肯綮を割くからであります。やぐざな庖人は、毎月刀を取り更へます。大輦に經て、折るからであります。今臣のこの刀は、十九年も持つてあります。そして解いた牛は數千頭に及びますが、刀の刃は、たつた今研から發れたやうです。一體あの節といふものは間があり、刀の刃といふものは厚のないものです。厚のないもので、間のあるところへ入るのでせう!!。それは候々として刀刃を遊はしむるに十分餘地あります。だから十九年も持つてゐる刀刃が、新に研を發したばかりのやうに、何等のこぼれも、損傷もないのであります。

けれども、筋や骨の放るところに至る毎に、吾もその容易すからざるを見る。恍然と注意をなし、はじめて目を視き、行ふことも爲に遅り、刀を動かすことも甚だ微かであります。そして一度論然と肉を解き終るや、まるで土を大地に委てるやうにして、刀を掲げて立ち、意満ち足りて、四顧をみまはし、これが爲に暫し躊躇ひ、そして刀を善て藏ひます。」

文惠君はこれをきいて「あゝ善いな!!。吾は庖人の言ふ語を聞いて、生を養ふの道を得た。」といつた。(養生篇)



# 今次大戦の決定段階

林 秀

## 外交講話

日々の新聞の報ずるところに據つて  
樞軸側作戦の方向を見てみると、次の  
四點が特に我々の注意を惹く。

第一は、日本軍による全印度洋の制  
壓。その結果、聯合國側は、濠洲印度  
間の聯絡を断たれ、南東阿と印度との  
海上交通を脅威されると共に、紅海ペ  
ルシャ灣を結ぶアラビヤ海の作戦的價  
値を喪失せしめてゐる。

第二は、全ビルマ裁定と呼應する對  
重慶武力壓迫。この爲に、聯合國側は  
東亞の唯一の與國たる重慶の無力を再  
認識するであらう。

第三は、北阿に於ける獨伊の攻勢で  
ある。地中海の霸權は、既に英國の手  
から獨伊に移つてゐる。エジプトの喪  
失は、この事態を更に明瞭にする。  
第四に、現在最も活潑な活躍を見せ

てゐる獨ソ戦争中のコーカサス作戦。  
ロストフを陥入れた獨逸軍は、現在ス  
ターリングラードを目ざして一路進撃  
中であるが、スターリングラードの陥  
落は、ヴォルガ河の獨逸側制壓を意味  
し、この結果として黒海、カスピ海の  
中間にあるコーカシャ以南はソ聯本  
國と全く切斷される。併も、黒海艦隊  
の全滅的現状と、ヴォルガ河の喪失は  
ソ聯の圖南計畫を挫折せしむると同時  
に、英ソ聯絡を遮斷する。

而して、右の四點の作戦方向を仔細  
に検討する時、樞軸側の巧妙なる協同  
包圍大鐵環内には、印度、アフガニス  
タン、イラン、イラク、トルコ、シリア、  
パレスティン、トランスヨルダン、アラ  
ビヤ、エジプトの一部等が含まれてゐ  
ることを知り得る。尤も、この包圍網

ソ聯政權、所謂盤外の地に餘喘を保つ  
重慶、そしてアメリカ大陸であるが、  
この四つの本據は暫らく措いて、さし  
づめ持つてゐるものと言へば南阿と濠  
洲である。然るに、南阿も濠洲も、聯  
合國側本陣から相距ること餘りに遠く  
軍事的資源的價値の過小なるに比して  
その荷厄介なること一通りでない。帝  
國海軍の軍事力のみをもつてしても、  
現在濠洲や南阿はその脅威に慄え上つ  
てゐるといふ始末であつて、英米はそ  
の存在の故に獲るものよりは遙かに多  
くのものを喪ひつゝある。若し、現在  
の状態を猶續せんとせば、英米の船  
腹不足は一層深刻化し、殆んど自殺的  
結果を招くであらうことは必然であ  
る。而も、その救援の犠牲を軽減せん  
とすれば、南阿は獨立の危険があるし  
濠洲は一瞬にして日本の領土と化して  
しまふ惧れがある。こゝまで来れば、  
最早今次世界大戦は最終の段階に到達  
したと言つていゝであらう。その場合  
支那には或ひはまだ重慶政權がどこか

は、印度と支那の境界、アフガニス  
タンの北方を扼する中亞細亞に於てや、  
不完全であるが、これを補ふて餘りあ  
るのはその地形であつて、印度、アフ  
ガニスタン、イランの北方は「自然」  
が樞軸陣營に参加して大鐵環網を形成  
してゐるとみて差支へあるまい。

この地域の喪失こそは、聯合國側に  
とつての致命傷である。作戦的にみて  
も、(イ)樞軸側の聯絡を自由にし、(ロ)逆  
に、聯合國側の聯絡を遮斷し、(ハ)印度  
西亞の資源を樞軸側に委ねることにな  
り、政治的には對内的對外的にも、聯  
合國側の信用を失墜せしめること甚大  
なるものがある。  
現在聯合國側にとつての悩みは、こ  
の大包圍鐵環が徐々に壓縮されると共  
に、その内部の動搖が深刻化するであ  
らうこと考へ得られるし、孤島英  
國の屈伏も最早時間の問題になつたと  
言ひ得るであらう。

斯く考へて来れば、今や世界大戦は  
その天目山たる西亞、印度への樞軸側  
大攻勢によつて、よく／＼クライマツク  
スに到達したと言つていゝ。  
日本は、印度の咽喉元に短刀をつき  
つけ、印度洋を握つてゐる。獨伊はこ  
れに呼應するが如くに、南は北阿から  
スエズを扼し、北はコーカサスから一  
擧南下の姿勢にある。この作戦の重大  
性は、聯合國も充分に知つてゐるであ  
らうから、一切の力を傾注してこれが  
防衛に狂奔することは豫想に難なく

らうことだ。既に、印度は英國を離れ  
トルコは樞軸側に接近しつゝあり、イ  
ラク、シリア、アラビヤ、パレスタイ  
ン、トランスヨルダン、エジプトは西  
亞獨立聯盟結成の動きを示してゐる。  
イランは英ソの壓迫によつて、反英ソ  
の氣運を押へてはゐるが、この作爲は  
何時破綻するか測り難いものがある。

この包圍鐵環内には、シリア、イラ  
クに英國の第十軍(エジプト作戦に應  
援参加しつゝある)、イランに第十一軍  
印度防衛軍があり、アメリカの遠征軍  
約一萬、ソ聯軍は南コーカサス、イラ  
ンに若干を擁し、この他少數の濠洲軍  
印度軍、その他の土民軍がある。總數  
にして數十萬位はあるであらうが、聯  
合國と最後まで運命を共にするものは  
その三分の一もないといふのが實狀で  
ある。而も最も注目すべき點は、聯合

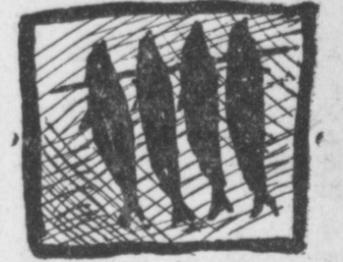
國側は孰れも遠征軍であつてその素質  
の劣悪な上に、裝備も英國が誇るほど  
のものはないといふことである。この  
判断の當否は、遠からずナイル下流に  
展開されんとしつゝ獨伊對英國の北  
阿最終戦に於て立證されるであらう。  
西亞に於ける英國の最後のホープたる  
第十軍が、ナイルに於て樞軸側攻勢を  
喰止め得るか否かにかゝつてゐる。

今や、鐵環内に袋の鼠となつた聯合  
國軍は外からは樞軸側に叩かれ、内か  
らは民衆の叛亂を蒙り、遁れんとす  
れば海上に帝國海軍の巨腕が控えてゐ  
るといふ有様で、二進も三進もいかな  
くなつて來てゐる。勿論、印度の事態  
は、筆者がこの欄に於ても屢々指摘し  
たやうに樂觀的材料ばかりを織込んで  
ゐる譯ではないが、而も大局的結果的  
には、この印度の状態は英國をして一  
層焦躁感に驅りたて、英國政治家を神  
經衰弱にしてゐる傾向が觀取される。  
この鐵環内の全部を聯合國から除け  
ば、彼等には何が残されるであらう  
か。大西洋の孤島英國、ウラル山中の

で餘命を保つてゐるかも知れないが、  
西亞、印度が樞軸側に移つては、重慶  
も山中に逃げ込んだ鬼熊のやうなもの  
で、その存在は何等大勢に影響すると  
ころはないであらう。またかゝる事態  
ともなれば、いかにアメリカに自ら負  
ふところ大なるものがありとしても、  
世界の大勢にいさゝか冷靜を取戻す  
であらうことも考へ得られるし、孤島英  
國の屈伏も最早時間の問題になつたと  
言ひ得るであらう。

い。この地域が斯くの如く、敵味方に  
とつての重要性を加重して來るところ  
に最後の戰場としての様相を濃化して  
來る。味方にとつては絶対に必要でも、  
敵にとつて絶対に必要であれば決戦  
の段階はまだ熟さないのである。印度  
から西亞へかけての地帯が、樞軸にと  
つても聯合國にとつても絶対に必要な  
ところであるとすれば、世界は今や最  
後の決定段階に近づきつゝあると言つ  
て大過ないであらう。いかに、英國や  
米國がその國力を恃み、武力の恢復を  
もつて反撃を企圖するとしても、この  
足がかりを失つては如何ともなし難い  
であらう。而して、西亞印度の包圍鐵  
環作戦が今次大戦の決定段階を示すも  
のとすれば、日本は獨自の立場から、  
年來の支那問題を解決して共榮圈建設  
の大盤石を据えなければならぬ。その  
意味に於ても、如上の作戦と共に支那  
問題處理の若干の新構想をこの際特に  
必要とするは餘りにも明瞭であ  
る。

(七月廿九日)



經濟講話

將棋の發明

石山賢吉

(一)

七月十一日から木村對神田の將棋名人の爭奪戦が開始された。結果はどうなるか。全國將棋好きの注意は皆な之に集つて居る。いや、實に全國だけでなく、遠く南方に出征して居る者までも、その結果の如何に多大の興味を持つて居る。實に素晴らしい人氣である。それだけに、對局者の緊張は、想像以上である。

私は、曾つて、既に故人となつた本因坊秀哉名人と雁金八段(當時七段)の争ひを觀た。

私其其席に臨んだ時は、既に數目運ばれて居た。局面は混亂し、一局の大勢が決しようとする重大の時機だつた。

本因坊は、我が陣地へ飛び込んで來た黒の小部隊をグル／＼と包圍して居た。無論黒に活きはある。だが、活きると後手になる。黒としての優先權

を失はなければならぬ。

そこで、雁金八段は考へた。潔く敵軍に包圍された小部隊を放棄して、先手を持続し、中央攪亂の策に出るか。それとも、小さく生きて實利を獲得するか。その去就が、一局の運命を左右するものである處から、雁金八段は熟考したのであつた。

雁金八段は、心持ち斜に構へる癖がある。扇を膝に立て、盤を斜に觀ながらジツと考へ込む。その形は、名優の舞臺姿に似て居る。雁治郎の大岡越前守といつたような趣である。

一方、本因坊秀哉名人は、唐人の繪に見る仙人その儘である。盤に向つて居ながら盤を觀ない。名人の腦中には別に盤がある。名人は、その盤に對して、思索を進めるのであつた。だが、どう見ても、思索の人らしく見えな。傍人を顧みず、唯黙々として無念無想の境地に遊んで居る如くである。

その風貌には、脱俗の兆候が顯然としてゐる。「噂に聞く、仙人といふ者は、斯うした人か」と想はされるのであつた。

雁金八段の思索が定つて、ガチャリと首をさせながら、黒石が一つ摘み出された。

名人の思索は、既に定まつて居たらしく、雁金八段が黒石を打ち降ろすと間髪を入れないうちに、名人も白石を打つた。雁金八段は小部隊を捨て、大局策に出たのである。さらばと、名人は豫定の如く我が陣中の敵軍を扼殺する擧に出たのであつた。

その時、兩者の打ち降ろす石には、火が發するように見えた。我々傍觀者は、兩者の氣合に壓せられて、思はずゾツとした。

私は、眞劍勝負といふものを觀た事がない。だが、眞劍勝負といふものは「斯うもあらう」といふように、その

時感ぜられた。その對局は、それほどに迫力を持つものであつた。

(二)

今回の名人爭奪戦は、それ以上であるに相違ない。本因坊對雁金戦は、個人の強弱を決する迄であつたが、今回の名人戦は、名人位が賭けられて居る。神田八段が勝てば、斯界最高の榮譽を荷ふと同時に、木村名人は八段に顯落しなければならぬ。その打撃が大きい。

木村名人は、既に二期名人位に居る。誰と指しても勝ち、常に段差以上の成績を示して居る。その棋力は古今獨歩と稱せられ、自他共に許す將棋名人である。

唯、神田八段が聊か苦手である。綜合成績を以てすれば、神田八段は到底及ばない。だが、對木村戦になると、特別の強味を發揮する。名人との半香戦に於て、香落は負越して居るが、平手は五分以上の成績を納めて居る。

今回の名人戦は、平手戦であるから神田八段は、過去の成績を頼みとし、名人を壓倒しようとして居るのである。

それだけに名人は負けられない。若し、負けたら、誰に負けたよりも口惜しからう。

一方、神田八段は「打倒木村」を最終目標と稱する將棋陣立の型は、編み出されて居る。だが、それは、後から後からと改訂されて行く。

實に複雑極まる智能競技である。碁盤は十九平方であるが、將棋盤は九平方に過ぎない。即ち將棋盤は、碁盤の半分もない。だが、將棋は取つた駒を用ひる變化がある。その複雑さは碁に優るといはれて居る。

圍碁との比較は兎に角として、將棋が複雑極まる智能競技である事は、何人も異存のない處である。従つて、それを專業とする碁士の頭腦練磨は、夥しいものである。

木村名人の如き思索力の強い碁士は一回に二百數十手に剩る盤面の變化を腦中に究め盡す。我々の如き素人將棋から見れば、神技である。

あゝその思索力！  
それに不屈不撓の努力が附隨して居る。之を他に應用したら、偉大の發明を生むのであるまいか。

(四)

私は、最近田邊平學氏の著書「ドイツ」を讀んだ。その中に斯ういふ事が書いてある。

田邊氏は、十九年振りに獨逸の工業試験所を訪ふた。

そうしたら、昔馴染の技術家に會ふた。(四六頁へつづく)

生の念願として居る。それは、その管である。「打倒木村」の目的を達すれば、名人になれる。碁士が名人になる事は、政治家が總理大臣になると同一であるから、高段碁士になれば、誰でも「打倒木村」を心掛ける。それに神田八段は、大阪の碁士で、東西兩京の對抗意識も加はるから、尙更闘志が熾烈である。

そこで、兩碁士の緊張振は勿論、碁界全體も緊張し、對局に先ち、小石川區小日向臺町の將棋大成會に於て、祭壇を設け、宣誓式を行ひ、神前に振駒を行つて、先手後手を定めたのであつた。

斯くして、碁界を劃する第三期名人爭奪戦が開始された。そして、既に第一局を終つた。

第一局は、木村名人が勝つた。

だが、それは、辛勝であつた。近年、専門碁士の對局には、時間の制限がある。普通の對局ならば、名人對八段戦は、各々の持時間は十一時間であるが、名人爭奪戦は十五時間に延長されて居る。

そこで、持時間を一ばいに使へば、戦は三日に亘る。

第一局は、各々が持時間を一ばいに使つた爲めに、戦は三日に亘つた。最後の三日目は夜を徹し、曉に至つて漸

く勝敗が決した。然も、最後の數十手は、一分以内に指した。勝敗を決しない前に、互ひに持時間を使ひ果したのである。

持時間が切れると、將棋は負けになるが、一分以内はノータイムに計算される事になつて居る。そこで、時間を使つて持時間がなくなると、それから先きは一分以内に指す。

時間の記録掛が居て、時間を檢し、五十五秒経過すると、「五十五秒！」といふ。すると、否應なしに駒を動かさなければならぬ。その駒音には悲壯の響きがある。名人戦の第一局は、その悲壯な指手を數十手続けたのであつた。

思索の正確さは、今も無比と稱せられて居る木村名人が、終盤に落手を指し、好局を失はうとした。

處が、鬼と呼ばれて居る神田八段が詰みを逃がした。そして、負けた。早指しを得意とする神田八段には、滅多にない事であつた。

そう聞いただけでも、最後の亂戦が想像されよう。特に兩人共病後である。そして、どちらも癒り切つて居ない。互ひに深手を負ひながら、勝負を争つた。正しく死闘であつた。

(三)

古來、争ひ將棋は、生命に關係する事が多い。昔、槍垣是安が大橋宗家に挑戦し、初代宗看と香角二番を闘ひ、香落ちに勝つたが、角落ちに負けて、悶死した。次いで、宗銀、印達の二少年が三年間に亘つて、數十番の争ひ將棋を指し、共に精根を使ひ果して死んだ。又、大橋宗珉は天野宗歩と御城將棋を指し、強敵天野を敗つて面目を施したが、餘りの嬉しさに、氣が狂つて死んだ。

古來、争ひ將棋には、斯うした犠牲が出て居る。近世になつても、圍碁に於てその例が見られた。

讀賣新聞の主催に依つて、野澤竹朝と鈴木爲次郎の兩七段が十番碁を打つた。野澤七段が負け越して持病が募り、十番碁を打ち終らないうちに死んだ。

以てその眞劍さが想像されるのである。今回の名人戦に於ては、兩碁士の健在を祈るのみである。

將棋の歴史は、四百年だといふことである。  
將棋創始以來、指された番數は何程か。四百年間の累積は、幾十萬局、幾百萬局に達して居る事であらう。  
それであつて、曾つて一局も、同一局面に終つた事がない。それほどに將棋の戦闘は複雑したものである。



### 受刑者の看讀書籍と讀書

神酒澤孝四郎

誰か「人生、字を識る憂患の始め」と。然し憂患なきところには反省もない。また、發奮もない。反省もなく發奮もないところに何の向上が期待し得られやうか。まことに字を知り、之を讀み書きすることは文化人のみの有する一つの特權である。然しながら此の讀書の方法に至つては元より各人各様であつて一定したものがない。故に如何なる方法によつて讀書することが我々にとつて最も緊要であるかの問題が生ずるのである。

同じ書籍であつてもその讀方如何によつては或は益となり、或は害にもなることは明かである。食物は如何なる食物でも多少の差こそあれ、いづれも榮養價值といふものを持つてゐないものはない。さればと言つて食の方法如何によつては却つて健康を害することがあるものである。書籍についても同様

なことが言へるのである。品性の修養を目的とする讀書は、その書籍を以つて自己の良師友とし、好伴侶としよとすものである。従つてこの選擇を誤る時は偏僻な意見に溺れ、奇矯なる思想に驅られて自己の生涯を誤るに至ることがある例は今更言ふまでもないことである。

讀書にあつて我々は先づ考へなければならぬことは、第一に、何んの目的の爲に書籍を讀むかといふことである。その書籍が如何なる種類、程度のものであるにしても、たゞ漫然と多くの書籍を讀むことは何等の効果のないことであるばかりでなく、徒らに時間を空費するに過ぎない。却つて不識の間自己の判斷力を鈍らせて了ふ虞があるものである。この限られた人生に、限られて與へられた讀書の時間は極めて短いものである。この短い時間を單に興味或は義務といふ觀念を以つて漫然と費すことは、人生の恐る

べき浪費である。讀書は實に個人の生活を豊かにし、その生活の推進力となるのみならず、社會文化の水準を高める重要な技術としての役割を有するものである。即ち讀書の眞の目的は、知識の收得にあることは勿論であるけれども、更に進んで品性を陶冶し、事物に對する正邪の判斷力及徳性の涵養にまで伸展し、楽しく讀み進み行くうちに必ず一の確信を胸に焼きつけるところにまで深く進まなければならぬ。従つて、必ず確然たる心構が要請されるのである。蜜蜂が蜜を集める様に、たゞ單に知識をのみ蒐集し、正邪の判斷力、徳性の涵養といふことを等閑に付することは、眞の讀書の方法としてその當を得たものとはいひ難いのである。たゞ、知つてゐるといふことのみでは何等益する處はない。その知識を吾々の日常生活の上に、日常の行動の上にも具現し、正邪の判斷の糧になり得るまでに充分に咀嚼し、深く喰ひ下らなければならぬのである。

第二に、研究的態度を以つて讀書することである。専門的の學問を研究する人達の讀書の方法は元より、一般的方法としてまたさうあるべきものである。特に修養の書については、各方面の權威のすゝめるところに従ひ、古

めの道ともなる。故に讀書する者の生活は廣く、深く豊かである。

(最近五年間に於ける新入受刑者の教育別)

年次	教育程度		無教育	筆不詳	合計	
	高	中				
昭和十一年	二七〇	二、一九一	六、二八九	九四〇	八	
昭和十二年	三三〇	二、一九五	五、二一四	八三六	七	
昭和十三年	二二三	一、六八七	四、五六五	七五五	一〇	
昭和十四年	二一四	一、三七四	三、八〇八	七一三	五二	
昭和十五年	一六四	一、四八六	四、四五四	七四四	二四	
五年間ノ平均	二三九	一、七八七	四、八六六	七九八	二〇	
					合計	三七、六〇四
						三五、一四二
						三一、三六〇
						二六、六五一
						二七、八〇八
						三一、七一三

そこで私は看讀書籍を中心としての受刑者の讀書力について一瞥してみた

い。先づ受刑者の教育程度について見るに左表の如くである。

(昭和十五年行刑統計年報に依る)

即ち小學校卒業程度の學力を有する者は、昭和十四年中の新入受刑者二六、六五一名中その約七割六分の二〇、四九〇名、昭和十五年中の新入受刑者二七、八〇八名中その七割五分の二〇、九

二分に過ぎないのである。而して受刑者に對しては、四時間乃至二時間の間に於て國民學校令に則る初等普通教育を施すことが出来るのであつて、(監獄法第三十條、同施行規則第八五條、少

(昭和十五年末學級別就學人員)

年	程度		年	年	年	年	年	計	總計
	男	女							
一	尋常小學	三二	二	三	四	五	六	計	四八八
	高等小學	六四	四〇	四二	一〇五	一五二	一〇四	計	
二	補習科	一〇	二七	一	一	二	一	計	九二
	尋常小學	五八	四二	七一	八八	二三二	二六九	計	
三	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	一〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	
四	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	七七〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	
五	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	七七〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	
六	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	七七〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	
七	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	七七〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	
八	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	七七〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	
九	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	七七〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	
十	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	七七〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	
計	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	七七〇
	尋常小學	五八	二	一	一	一	一	計	

計	合		十二歳以上		十歳未満	
	高等小 學	尋常小 學	高等小 學	尋常小 學	高等小 學	尋常小 學
補習科	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三
高等小 學	三五二	三五二	三五二	三五二	三五二	三五二
尋常小 學	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八	一五八
合計	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三	一七三

(昭和十五年行刑統計年報に依る)

即ち受刑者總數の約六厘が就學してゐるのである。又、就學受刑者總數中、その七割七分が尋常小學程度の教育を

受けてゐるのである。更に細分すれば、その内、第一、二學年就學者は九分七厘、第三學年一割、第四學年一

割五分、第五學年一割八分、第六學年一割六分の就學率となるのである。

斯くの如き被教育受刑者の出所時に於ける教育の成績を見るに、昭和十五年中に於ては

入監時 の成績	出監時 の成績							計
	一年程度	二年程度	三年程度	四年程度	五年程度	六年程度	高等小 學	
無筆者	四一	一六	四	二	二	二	一	六五
尋常小學一年程度	六三	四九	五四	二一	五二	二五	三	二八八
尋常小學二年程度	一	二七	二九	五八	四六	五六	三二	二九七
尋常小學三年程度	一	三	三一	五一	八二	五一	四一	三二七
尋常小學四年程度	一	一	四六	四六	九〇	五一	四一	三四九
尋常小學五年程度	一	一	一	一	八四	一八三	八六	五四九
尋常小學六年程度	三	三	一	一	一	六二	一二四	三七三
高等小學一年程度	一	一	一	一	一	六五	一〇五	二九八
總計	一一〇	九八	一一八	一七九	三五六	四二八	三九七	二、五九三

である。

入所時無筆或は尋常小學一年程度の學力を有したに過ぎない者も、釋放時には尋常小學五、六年程度の學力を會得するに至るものが大部分を占めてゐる。中には中學二、三年程度の學力を

有するに至るものさへあるのである。之は行刑が高度の教育性を發揮し得たことに依るものであつて、教育といふ

一本の筋金に貫かれた行刑が受刑者自身の人間的育成にまで伸展した證であり、こゝに我々は行刑の使命達成のた

(昭和十五年行刑統計年報に依る)

めの本質的要請としての教育といふ營みの意義を理解すると共にその重要性を認識しなければならない。彼上の如き受刑者の教育及び教育程度等に關聯してその看讀書籍の問題が浮彫されてくる。受刑者中その約七割乃至八割は

尋常小學程度の教育を受けたものである。従つて其の看讀書籍も之を標準とし、之を育成し、その徳性の昂揚といふことに重點が置かれなければならない。今受刑者の看讀書籍の程度別冊數及びその種類別を見るに

年次	程度	收容者看讀用書籍程度別冊數	
		收容者一人に對する冊數	計
昭和十五年	尋常六年迄	三〇五、九二四	一八、四三八
昭和十五年	中學三年程度	一九二、六五二	五七四、五九〇
昭和十五年	中學四年以上	五七、五七六	五七四、五九〇
昭和十五年	專門學校卒業程度	一八、〇二八	五七四、五九〇
昭和十六年	尋常六年迄	三〇五、六四〇	一四、〇六冊
昭和十六年	中學三年程度	一九六、一八〇	一四、〇六冊
昭和十六年	中學四年以上	五九、五一六	一四、〇六冊
昭和十六年	專門學校卒業程度	一八、〇二八	一四、〇六冊

(收容者看讀用書籍種類別冊數)

年次	種別	收容者看讀用書籍種類別冊數															
		宗	教	修	身	讀	本	作	文	數	學	地	歴	傳	記	農	業
昭和十五年	工業	一七、九三三	一〇、五八三	一一、一五三	六、一九八	二一、八二七	八、八五九	四、九五〇	四、一一二								
昭和十五年	商業	八四、二二二	一六五、四五四	二七、五四四	一〇、九八七	七、七九七	三四、八五五	四二、二七二	一一、五七一								
昭和十五年	法制經濟	八四、三四四	一六五、六〇八	二七、五三一	一〇、八五九	七、三九三	三六、九二五	四二、四四八	一〇、七〇六								
昭和十六年	哲學	八四、二二二	一六五、四五四	二七、五四四	一〇、九八七	七、七九七	三四、八五五	四二、二七二	一一、五七一								
昭和十六年	文學	八四、二二二	一六五、四五四	二七、五四四	一〇、九八七	七、七九七	三四、八五五	四二、二七二	一一、五七一								
昭和十六年	數學	八四、二二二	一六五、四五四	二七、五四四	一〇、九八七	七、七九七	三四、八五五	四二、二七二	一一、五七一								
昭和十六年	地理	八四、二二二	一六五、四五四	二七、五四四	一〇、九八七	七、七九七	三四、八五五	四二、二七二	一一、五七一								
昭和十六年	歷史	八四、二二二	一六五、四五四	二七、五四四	一〇、九八七	七、七九七	三四、八五五	四二、二七二	一一、五七一								
昭和十六年	傳記	八四、二二二	一六五、四五四	二七、五四四	一〇、九八七	七、七九七	三四、八五五	四二、二七二	一一、五七一								
昭和十六年	農業	八四、二二二	一六五、四五四	二七、五四四	一〇、九八七	七、七九七	三四、八五五	四二、二七二	一一、五七一								

昭和十六年	一七、五四七	一〇、五六八	一一、一六三	六、一二三	二四、二五〇	一〇、〇三九	五、三一三	二、七五七
昭和十五年	二二、二七六	二四、一八二	五七、八一五	五七四、五九〇	二四、二五〇	一〇、〇三九	五、三一三	二、七五七
昭和十四年	三三、三〇〇	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
昭和十三年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和十二年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和十一年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和十年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和九年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和八年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和七年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和六年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和五年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和四年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和三年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和二年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
昭和一年	四四、三〇〇	四〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇
計	一、六三三	一、七四九	一、七四九	一、七四九	一、七四九	一、七四九	一、七四九	一、七四九

元來受刑者の看讀書籍については官本貸與主義に重點を置くべきであることは勿論であるけれども、特殊受刑者に對しては刑務所備付の書籍のみではその希望を満すことは不可能である。然し、特別の事由あるものは別とし

（收容者看讀許可私本冊數）

て、官本貸與主義を勵行して、私本看讀による種々の弊害を除き、且つ處遇上の統一をも考慮しなければならぬ。

看讀書籍は各刑務所を通じて約五十萬冊に達する。受刑者一人に對して平均十四冊以上を數へ得るのである

昭和十六年中に於ける官本看讀冊數を示せば

月別	冊數	一人に對する比率
一月	七三、四〇五	二・〇二冊
二月	七三、四〇五	二・〇二冊
三月	七三、四〇五	二・〇二冊
四月	七三、四〇五	二・〇二冊
五月	七三、四〇五	二・〇二冊
六月	七三、四〇五	二・〇二冊
七月	七三、四〇五	二・〇二冊
八月	七三、四〇五	二・〇二冊
九月	七三、四〇五	二・〇二冊
十月	七三、四〇五	二・〇二冊
十一月	七三、四〇五	二・〇二冊
十二月	七三、四〇五	二・〇二冊
計	八七三、〇〇〇	二・〇二冊

次は昭和十五、六兩年に於て看讀許可の私本冊數は次の通りである

昭和十六年	五、〇八九	一、五三一	二、八二九	二四、三六七	一九、六六九	計	二四、三六七	一九、六六九
昭和十五年	五、九〇二	一、九五五	三、六六九	二、六六一	二、六六一	計	二、六六一	二、六六一
昭和十四年	四二五	二七八	一三八	二〇三	二〇四	計	二、二六四	一四八
昭和十三年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和十二年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和十一年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和十年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和九年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和八年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和七年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和六年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和五年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和四年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和三年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和二年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
昭和一年	四六一	三五五	二〇三	二八〇	二八〇	計	二、六五一	二二九
計	四二五	二七八	一三八	二〇三	二〇四	計	二、二六四	一四八

昭和十六年中に於ける私本看讀冊數は

月別	看讀許可冊數	一人に對する比率
一月	一六、八〇三	〇・四六
二月	一七、五九〇	〇・四七

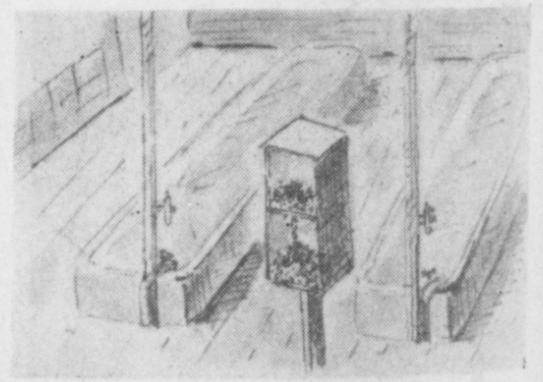
昭和十六年中の不許可事由は内容に思想的傾向著しきもの三、著者の思想的傾向によるもの二、政治批判によるもの三、統制經濟批判によるもの六等を數へ得るのである。

（三）

要するに讀書は必ず心讀すべきものであつて、素讀は徒に時間の浪費に過ぎない。殊に修養を第一義とする受刑者にとつて、特に然りである。然し一般受刑者の讀書力は極めて低く、單に書籍を「見るといふに過ぎない場合、即ち徒らに文字を追ふてゐるに過ぎない場合が多い。單に知つてゐるといふ程度ではならない。之を自己の生活の中に摺り込まなければならぬ。こゝに心讀が必要となるのである。故にその願がままに書籍を與へ、或はその讀むがままに之を許可するといふことでは眞の書籍を通じての教化は期待し得ないことになるのである。故に凡ゆる機會を利用し、讀書の方法、態度等を一人／＼指導し、且つその書籍の内容についても詳細に示唆を與へ得るならば、書籍による訓育は實に偉大な効果を齎すものであることは疑ふ餘地のないことである。

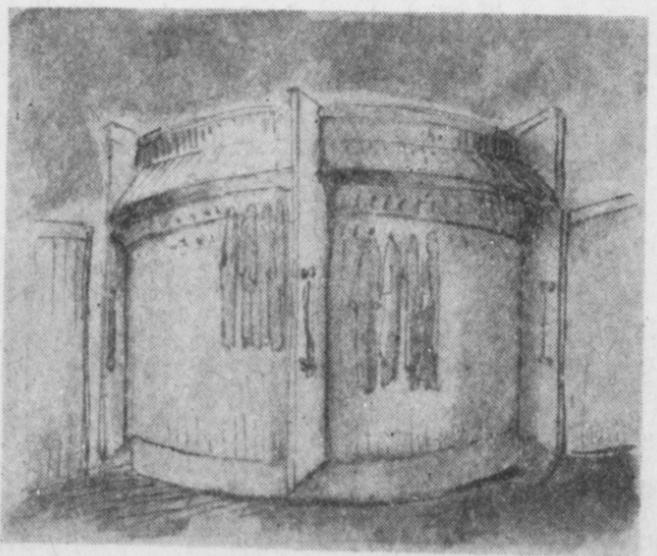
受刑者の看讀書籍の問題については、現時局との關係に於て各方面から研究されなければならない多くの問題があると思ふ。之等は孰れ他日に期することゝしたい。(完)

（筆者は司法局）



刑務所の異風景(二)

浴場の出口、入口、における混雑を除くために圖の様な、廻轉式衣服掛が設備され、入浴が終つて着衣の時には、すでに着物は出口に廻されてゐる。



刑務所の異風景(一)

砂時計と云ふと、我々の祖先達が時を計るに使つたものとして、理科の標本として、多少は未だ残つてゐる程度のものではない。

箱の中の砂がみんな落切ると、丁度二分かゝる普通時計の様に「煩しき」がなくて入浴の場合など至極重寶でもある。

要するに讀書は必ず心讀すべきものであつて、素讀は徒に時間の浪費に過ぎない。



北洋漁業への進出

り便業作

鈴木生

(一)

浦賀海上刑務支所漁撈船を以てする北洋漁業への進出は、元來司法省囑託であり北洋漁業の權威者たる五十嵐水産株式會社々長五十嵐與助氏の指導援助の下に、周到なる計畫と準備とが進められたのであつたが、この度、之が斷行されるに至り、茲に職員並に收容者若干名は北洋制覇の壯途に上ることとなつたのである。

一行が小田原刑務所を出發し基地刑務所に集結を終つたのは四月二十五日のことであつた。其日、市中を襲つた物凄烈風が船出を前に不安の一夜を明したが、戰慄と恐怖の烈風も夜明と共に全くやんで、翌日は柔かい陽が、護送車にゆられて棧橋へと向ふ一行の上に輝いてゐた。

空はよく晴れ、港は明るく、悠々と乗船の群、荷擔する人夫のかけ聲に

海國日本人たる誇りと力強さが犇々と筋肉をひき締める。全員棧橋上に隊伍を整へ、遠路はるばる教へ子の壯途を見送に來られた所長に對し最後の敬禮をした。頭ら右！ 嘸咄として港一帯に響き渡る敬禮喇叭、諸君の健康と成功を祈つてゐる、短い答禮のその一言が今日は千言にも勝る重さと温さを以てわれわれの身體全體を覆い包んでいつた。

乗船開始、愈々離陸だ、櫓に操つられた船は歡喜を滿載して靜に棧橋を離れてゆく。海の民なら男ならみんな一度は憧れた太平洋の黒潮を共に勇んでゆける日が來たぞ歡喜の血が燃える今日限りと聲張りあげて歌ふ彼等の聲が、夕陽のあかあかと煌めく海面を壓してよくぞ男に生れ出た幸福感に血潮は高鳴り悲壯なる感じさへ湧いて來た。

全員本船への乗船を完了した。船倉も甲板も荷物の山である。船尾の倉庫それが座席として割當られた、庭を敷き、寢具をと、凸凹の荷物の上にもかくも人の坐り得る座敷が出來上つた。本船迄見送に來られた所長から重ねて壯途祝福の激勵の辭があり、全員舷側も破れよと萬歳を三唱した。所長を乗せたランチが軽いエンジンとを毎朝の行事と定めた。

上陸早々で食事の仕度も間に合はないが、ともかくも握り飯をつめ込んで空腹は満ち事が出來た。赤々と燃えあがるストーブを取り圍んで少年達の間には上陸第一歩の感想が亂れとんで寢ようとする者もない。私設の發電所はあるが送電が間に合はない。薄暗いランプの下、毒々しい迄に赤々と燃えるストーブに頬をほてらせながら語る少年達の逞ましい横顔が處女地開拓に乗込んだ先覺者のそれにも似て言ひ知れぬたのもしさが込みあげた。

(三)

職員は宿舎と事務所は倉庫から約七十米を離れた、當時島隨一の豪壯を誇り人呼んで赤銅御殿と稱せらるゝ建物の一部がわり當てられた。

上陸後數日間に於ける少年達の仕事は、まづ第一に宿舎の整頓完備から、積雪に埋れた漁撈發動汽船の掘出しと、倉庫出入口や通路の除雪作業が主なるものであつた。

少年達の起床は午前四時、洗面、そして白雪を踏みしめながら先づ宮城を遙拜し次で山頂に安置した明治神宮を拜禮し、白鉢巻に氣合をかけて、建國體操、青年體操、太平洋進行曲の合唱

の響と白い飛沫を残して走り去つて歡喜と興奮の一時も終つた。今宵一夜を此の港で、そして明日は未明の出航だ。陽は沈み、空は低く星は美しく瞬いてゐる。消え去らぬ雪の山肌から吹き下す風はまだ相當の冷さを含みまだ見ぬ遠い北洋の寒さが思ひやられる。船を見、浪を眺め、そして其處に精根を傾けて立働く逞しい海の人達に接した時ひそかに抱いてゐた航行の不安もいつとなく消へ去て、デツキに佇み海洋を睥睨してゐる自分が限りなく頼母しい男の如く思はれ苦笑を禁じ得ない。

北海賦波萬里程 資源開拓在斯行敵哨既近要我衛 日々經倫是建營壯行の首途に贈られた一詩の自と口誦み出て暫し潮風の冷さも忘れてゐた。四月二十七日午前六時船は既に船尾にしびきをあげて一路北へと進路をとつてゐた。

街も、山も、港も船もだんだん視界から遠のいて離愁と愛着の感情が交々と胸底を去來する。空は晴、波は風船は迂るが何の微動も感じない、北へ、北へ、山も水鳥もみな水平線の彼方に影をひそめて右も左も後もただ渺茫たる大海原だ。船尾水面に眞黒な長い尾を曳いて流れゆく煙が様々な模様を描き出し船の徒然を慰めてくれる。

陸揚げされた船は機械モッコで裁割場(調理場)に運び込まれる。此處で頭を取り臟腑を出し、大船は更に開いて中骨をとる。肝臟と胃袋は容器に其他の臟物は髓により肥料積載場へと流し送られる。裁割された鱈はブラシを以て水洗ひされ、開き鱈は厚鹽で漬け、丸鱈は二匹宛尾を結んで乾燥場へ、鹽漬鱈は三日後更に水洗をしてケールによつて山頂の乾燥場へと送られる。

熟練せる従業員を當分の指導者として、此處裁割場が少年達一ヶ小隊の固定作業場と定めた。着馴れないゴムの合羽、前掛を着け、ゴムの手袋長靴で馴れぬ水仕事、山と積れた鱈に壓倒されて當初の能率は甚だ貧弱なものであつたが、四日五日と仕事にも馴れ、今では何等指導者と遜色なき迄に敏速な調理の手さばきを見せる様に熟練した。

指先の凍えを豫防する爲めの手風呂も馴れるに従つてその使用回数も減り能率はいやが上にも擧つていつた。第二小隊は山頂乾燥場を擔當し、ケールにより送り込まれる鱈を既設の乾燥場へ、第三小隊は摘出された、頭、臟腑の煮固められた肥料の乾燥と之が動力による粉砕を固定作業として擔當した。

一匹の鱈、頭は朝夕われ／＼の食膳

つて來た。鳥だ、鳥だ、全員船酔も忘れて甲板上に群り出た、そそり立つ岸壁、岩を噛む怒濤、白銀の山肌をなでおろす風が冷たいよりも痛い。汽笛を鳴しながら船は靜に港へ入つた。訪れる人とてもない半年を雪に埋れながら又來る漁期を待たせてゐた越年者が、スルスルと掲げた日章旗、白一色の雪の中に赤く日の丸のくつきりと浮ぶはためき、無事着港の歡びにわけもなく心が躍つた。

(二)

上陸の喜びに寢られぬ一夜を船内で明し、起床した時は陽は既に水平線上を遙に高く、旭光の燦として銀嶺に照り映え雜誌の口繪、映畫のみで知るわれわれは今北海の別天地を此の眼で眺め今更ながらその雄大さにくつとりと魅せられた。

人を見て立ちさはく水鳥の群、慕ひよる越年者の子供、疲勞も喜びに拭はれて身も心も軽くはつむ。ひらり大地に飛び上つた。大地一面は丈餘の雪に覆はれて土の香を嗅ぐ事さへ出來ないが、力一杯こぞとばかり踏みしめた。

眼の廻る程忙しい荷揚を一先づ明日に打切つて既設の宿舎へ一同を收容した。二階建疊敷き十二疊半四間の外、浴場、洗面所、便所の設備ある獨立建物が、増産報國の戰士たる、わが小田原に味増汁の實として供せられ、豊富な頼肉とその味増汁の味は到底内地では想像されない。

肝臟は大釜にて煮出し肝油を採取し、チウ(胃袋)は汚物を滴出水洗ひ鹽漬として、帝都其他の百貨店食糧品店で鹽辛として販賣せられ、その味覺鳥賊以上と稱せらる。骨と臟腑は大釜にて煮出し、之を天日で乾燥更に動力粉砕機にかけて粉末とし一般肥料は勿論近時養雞の餌として其の需要倍加しつゝありと。乾燥鱈より切り取りたる背鱈、中骨等はでんぶの材料として混用、鯛めしとして販賣、魚皮は良質膠の材料と知らさる。僅か一匹の鱈の如何にその利用價值の大であるかに今更ながら喫驚し、同時に食糧不足の今日われ／＼の日常生活上に、また／＼工夫研究の餘地ある事を痛切に感ぜしめられた。

雨天の際は、倉庫内に於て乾鱈の皮剥き、骨抜き、鱈取り等に就業する。以上が現場に於ける少年達の作業状態の一端で、今後漁獲の鮭鱈に移るに従ひ又異つた作業状態が起る事と思はれる。

(四)

作業は一日十時間と定め居るも生物取扱上平均毎日三時間位の延長作業を餘儀なくせられ、青年鍊成所としての

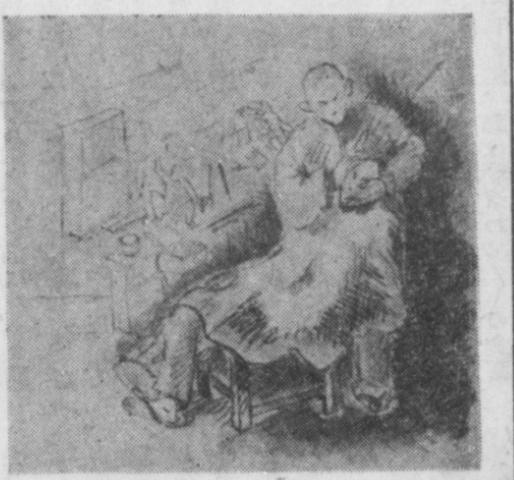
學科教授は、夕食後授業するの外、荒天雨天等により出漁せざる時等罷業早き日を之に充當し、増産報國をモットーとして専心作業に勉勵せしむる外、携行教科書により學科教授を實施、ニュースは適當に説明を加へて告知し、以て肉體、精神共に健全なる人間として育成せしむべく努力してゐる。免業日は仕事の關係上可久的雨天等の日を充當すべき筈なりしも、現地の實狀並少年達の健康休養等を考慮し、晴天時に免業せしめ海岸に密棲せる雲丹、海苔、蟹等の採取捕獲など再び味ひ得ぬ北海の風物を滿喫堪能せしむる事が情操教育上よりするも適切なりと思料し、免業日には、朝食後歸還(旅館)に引卒し廣間を教誨堂に充當し訓示、教誨、佛教聖歌等、小田原當時同様の次第を以て教誨を行ひ、終了後登山高山植物への認識或は海邊を遊歩せしめて雲丹、蟹の採取捕獲に興せしめ、還房後各自に洗濯、總入浴を實施せしめ免業の一日を終了する。その結果は非常なる好成績を示してゐる。

一般従業員漁師は何れも温順、板子一枚地獄と言ふ所謂荒くれたる氣風は微塵もなく、従業員幹部は勿論、一般が收容者を呼ぶに、生徒さん生徒さんと、其處に少しも受刑者に對するが如

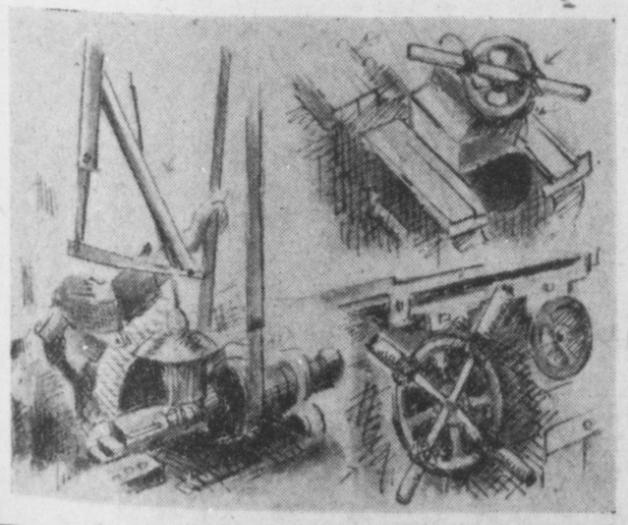
き差別的不愉快な言動を現さず、又少年自身も自ら鍊成所生徒たり、増産報國の戰士たりとする誇りを持ち、悪風に感染するが如き慮れ毫もなきのみならず、命令一下事の難易を顧りみず直に服従する日常の規律的團體行動が生産能率の向上に、豫想以上の効果を擧げ、一般より賞讃を受け居り、爲に一般従業員の動作上にも影響を及ぼし、起床、就業の鐘も、少年の吹き鳴らす動作喇叭を合圖に鳴らす様になり、われ／＼として此等の點に非常なる愉快を感じて居る次第である。

(五) 馴れぬ作業の一ヶ月も終はる。丈餘の積雪もいつとなく溶け始め、濃霧、風雪の時々來襲する事はあるが、内地で想像してゐた程の寒さも感ぜられず、襦袢二枚、股引二枚で充分凌ぎ得られ、收容者も単衣襦袢二枚。股引二枚、チヨッキ、作業衣の外會社より貸與の上下接続せる作業服を着用し、防寒上さして大袈裟な準備も必要なく、晴天日には汗ばむ程の暖さを感じる。上陸就業以來茲に一月、少年行刑教化鍊成の一端を、作業便りとして第一報の稿を終る。

(筆者は看守長)



刑務所の異風景 (三)  
號令一下作業が開始される。機械の音、玄能の音、鑿の響。しかしながら一度眼を擔當台の邊りに移すと、そこには實に悠々と理髪がはじまつてゐる。



刑務所の異風景 (四)  
刑務所の作業場には、民間工場に見られない各種の工夫が、一寸、機械工場を巡つただけでも、あらゆるもを利用して、圖の様にベルト掛替棒、ハンドル、電燈等目立つて多い。



**大東亞建設方策成る**  
政府は、大東亞共榮圈建設の構想樹立のため本年二月大東亞建設審議會を設立し、各方面の權威をあつめて案を練つてゐたが、今回各答申を終り、共榮圈確立に處する総合的諸方策の整備を見るに至つた。

今その全貌を一覽すれば次の如くである(部會順、括弧内は答申案を決定した總會の日附)

○一般方策

(一) 大東亞建設に關する基礎要件(五月四日)

(二) 大東亞建設に伴ふ文教政策(五月二十一日)

(三) 大東亞建設に伴ふ人口政策(五月二十一日)

○經濟方策

(四) 大東亞經濟建設基本

方策(五月四日)

(五) 大東亞鐵工業、電力基本方策(七月二十三日)

(六) 大東亞農林水畜産業に關する方策(七月一日)

(七) 大東亞金融財政交易基本方策(七月二十三日)

(八) 大東亞交通に關する方策(七月一日)

之等の諸方策の基底には、帝國の大精神を東亞に顯現し皇國民を中核に國內各國及び住民各その分に應じその所得しめるやう指導すると云ふ根本理念が一貫して流れ、茲に道義に立脚する新秩序確立の礎石が据えられたのである。

**ドイツの關撲滅**  
東部全線に大攻勢を展開しつゝあるドイツは國內の敵、關取引に對しても假借なき戦ひを敢行して居り、ナチス政權の強固と相俟ち關取引は殆ど皆無と云つてよい状態である。ドイツは四月から肉、脂肪、パンなどの食糧切符制當量を削減したので、關取引の度なしとせず、政府は積極的

な關取引撲滅運動を開始した。ゲッペルス宣傳相は「民族共通の利益を取へて侵害せんとするものは監獄を覺悟せよ、從來往々にして看過されてゐた、過失と一見區別出来ないやうな軽い違法行為も大目に見るべきでない」と斷乎たる方針を明らかにした。

之と同時に發表された處刑事例を見るに、一看護婦長は料理人と結託してバター、ラード、砂糖、石鹼などを商人に開で流し、その勤務してゐる不具者收容所の幼兒を餓へしめた科で死刑に處せられた又ある肉屋は關取引により三萬人を一週間養ふに足る牛肉を手に入れたため死刑の判決を受け、またある商人二名は食糧品を買占め、公定價格の三倍乃至四倍に賣却し、夫々十年及び十五年の徴役、罰金並に名譽剝奪を判決された。

當局の峻嚴な取締によりドイツの統制違反防止は殆ど完全に近いが、他方商人間の大規模な物々交換が切符制を濫し物資偏在を來すので、この抑制が現在一番の問題となつてゐると云はれてゐる。

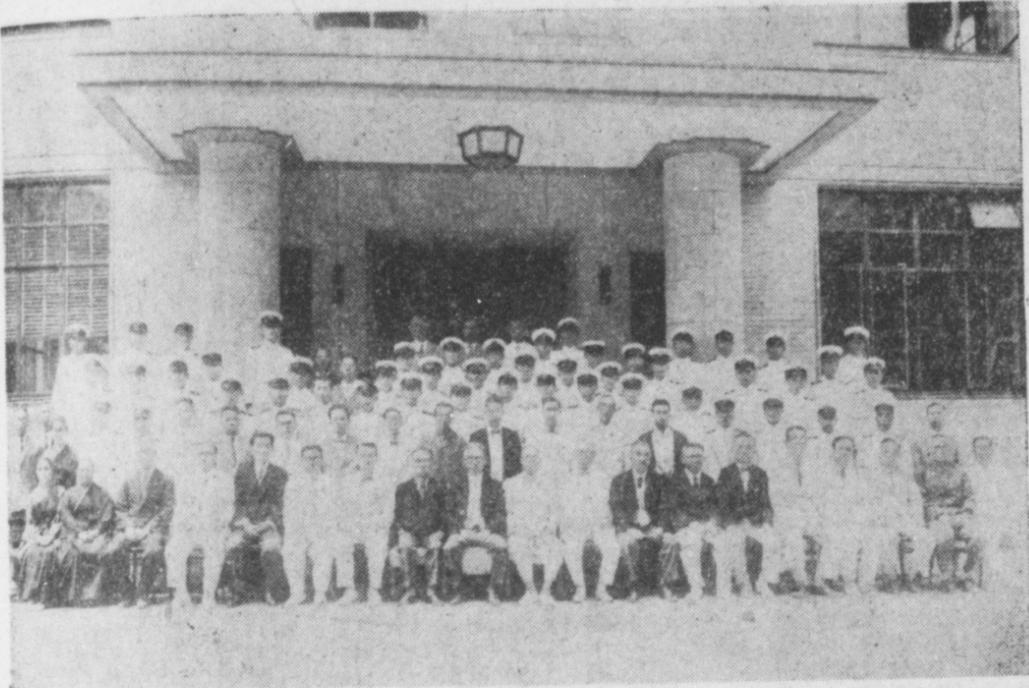
**未曾有の船舶危機**  
海上輸送力の増強が戦争遂行上絶対に必要なことは云ふまでもない。これがため我國では計畫造船が實施の緒についたが、英米にとつては船は頭痛の種を通り越して死活の問題となつてゐる。それも道理、いくら造つても片ばしから沈められるのでは、とても第二戦線どころの話でない。米英側の造船能力は月約四十萬トンと推定されるが、之に對し日獨伊の三ヶ國で月平均八十萬トン撃沈して居り(獨潜水艦による撃沈總噸數は五月中九十二萬トン、六月中八十九萬トン)に上り、何れも昨年中の最高記録七十四萬トンを遙かに凌駕してゐる)今年末までには、戦争遂行に直接使用出来る二千トン以上の貨物船は米英側に一隻もなくなる勘定だ。

米海軍省は聯合國の船舶情勢は開戦以來最惡の危機に面したことを認め「英米兩國造船所に於ける船舶建造は極端國潜水艦及海軍艦艇の攻撃により蒙つた損失により凌駕されるに至つた」と悲鳴をあげてゐる。

元來米國は自國輸出入貿易の七割を外國船の輸送に仰いでゐた國で、今更泥繩式の造船計畫を立て、もこゝ一二年は到底實現覺束かない。焦慮の餘り木造船建造を南米に發註したりしてゐるが、その南米自身が船舶不足に苦しんでゐる有様だ。

一方英國では既に喪失船舶總噸數の公表を中止してゐるが、これに對する露々たる非難が政府に集中されてゐる。一議員は「若し英國が敗戦を繰返すやうなことがあつたら國民は海軍省の怠慢を難詰して然るべきだ」と攻撃し、内輪もめをさらけ出してゐる。かくて聯合國は船舶不足によつて敗退の一步手前に彷徨してゐるのである。

第三十四回刑務官練習所卒業式



第三十四回刑務官練習所卒業式は七月二十日午前十一時半より刑務協會講堂に於て舉行、正木練習所長を初めとして、大森司法次官、泉二樞密顧問官、長島大審院長、松阪検事總長、其他多數來賓並講師各位參列の下に、大原主事の開會の辭、宮城透拜、國歌齊唱、默禱、卒業證書・優等賞狀並賞品の授與あり、而して後左の如き正本練習所長の訓示があつた。

本日、茲に、第三十四回刑務官練習所卒業式を舉行するに至りましたことは練習所長として眞に欣幸に存ずるところであります。抑も、この練習所は、我國行刑教化の源泉であり、この練習所から生み出された指導者の地位ヲ保タルンコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス。

各位ハ曩ニ全國多數ノ刑務官ノ中ヨリ選ハレテ此ノ練習所ニ入り熱心ニ徳育ト知育トノ兩面ノ薰陶ヲ受ケラレタノデアリマス卒業後ニ於テハ此ノ兩面ノ修養ニ一層留意セラレ其ノ人格ヲ益々磨キ上ケルト共ニ他面工夫ヲ凝ラシテ行刑ニ一段ノ良果ヲ得ラルル様力ヲ致サレ度イノデアリマス若シ各位ニシテ如何ニ人格カ宜敷トモ工夫ヲ凝ラスコトカナケレハ非常時下ノ行刑ノ指導者トシテハ完全ト云フヘキテハナイノデアリマス又如何ニ知能ヲ啓發シ工夫ヲ凝ラシ得テモ其ノ人格ニ缺陷カアリマシタチテハ收容者ノ指導ハ到底出來得ルモノテハナイノデアリマス。

た刑務官が、今日の行刑教化の基礎を作つたといふことは、今更申上げる迄もないのでありますが、たゞ、その機構は微々たるものであるに不拘、その存在が案外に喧傳されてゐるのは、ひとへに、諸君の先輩により培はれた練習所精神に依るものであることを特に指摘し、同時に諸君の内省を促し度いのであります。卒業生諸君は誰しも、この練習所精神なるものを十二分に體得しなければならぬのであります。そして、われらは練習所の卒業生であるといふことに誇りを持ち、精神的に喜びを感じてもらはなければならぬのであります。

最近、各方面に官吏再教育の問題がとりあげられて居りますが、結局これは智育萬能を避けて人格教育に重點が移されて居ることでありまして、この度、ここに御列席の司法長官の方々には訓育のお話をお願ひしたのも、長官各位の人格に接して、人格練磨に努めんとした爲めでありました。

どこへ出してもほめられる丈の人格を作つて置いて頂き度いのであります。

尚終りに臨み、講師諸先生には短期間でありましたが、御熱心に御指導下され、尙今日は暑氣きびしい折柄にも、特に皆様の御列席を賜はり生徒一同と共に厚く厚く感謝申上げらる次第であります。

司法大臣祝辭

本日茲に第三十四回刑務官練習所卒業式ノ催サル、ニ際リ所懐ノ一端ヲ述べ各位ノ參考ニ供シ度イト思ヒマス。

惟フニ行刑ノ本義ハ内ニ對シテハ收容者ノ改過遷善ヲ行ヒ外ニ對シテハ刑罰ノ道義的價値ヲ顯揚スルコトニアリマス刑罰ノ道義的價値ヲ顯揚スルコトハ一ニ各位ガ其ノ職域ヲ遵守シテ社會一般ニ對シ刑罰ノ公平妥當ナル點ヲ知ラシムルニアルノデアリマスカ其ノ事タルヤ要スルニ各位カ日常坐臥端正ナル人格ヲ保持スルコトニヨツテ之ヲ期待スルコトカ出來ルノデアリマス收容者ノ改過遷善ニ至ツテハ全ク各位ノ人格的指導ノ如何ニ歸着スルモノデアリマスカラ各位ニ於カレテハ寸時ト雖自己ノ修練ヲ怠ルコトナクテ立派ナル行刑

指導者ノ地位ヲ保タルンコトヲ切望シテ已マナイノデアリマス。各位ハ曩ニ全國多數ノ刑務官ノ中ヨリ選ハレテ此ノ練習所ニ入り熱心ニ徳育ト知育トノ兩面ノ薰陶ヲ受ケラレタノデアリマス卒業後ニ於テハ此ノ兩面ノ修養ニ一層留意セラレ其ノ人格ヲ益々磨キ上ケルト共ニ他面工夫ヲ凝ラシテ行刑ニ一段ノ良果ヲ得ラルル様力ヲ致サレ度イノデアリマス若シ各位ニシテ如何ニ人格カ宜敷トモ工夫ヲ凝ラスコトカナケレハ非常時下ノ行刑ノ指導者トシテハ完全ト云フヘキテハナイノデアリマス又如何ニ知能ヲ啓發シ工夫ヲ凝ラシ得テモ其ノ人格ニ缺陷カアリマシタチテハ收容者ノ指導ハ到底出來得ルモノテハナイノデアリマス。

近時收容者カ減少スルノ傾向ヲ示シツツアルニ拘ラス累犯率ハ反テ増加シツツアルノデアリマスカカカル現象モ各位カ人格ノ練磨ト工夫ヲ凝ラスコトニヨツテ必ス之ヲ防止シ得ルコト必ス信スルノデアリマス何卒卒業後ハ本所ニ於テ修得セラレタル知徳ヲ運用シテ模範的指導者トナリ其ノ職域ヲ守リ以テ奉公ノ誠ヲ致サレンコトヲ切望スル次第デアリマス。

昭和十七年七月二十日  
司法大臣 岩村 通世  
次いで、來賓總伏として松阪検事總長より祝詞を賜はり、卒業生一同に歸

特志寄附  
此の程、一篤志家より、當協會前常務理事安達勝清氏の手を経て、刑務職員醫療救済の一助にもと、金參千圓也の寄附があつた。  
同氏よりは、既に一昨年五月に二千圓、同七月に二千圓と重ね、の寄附を受けてゐるのであつて、當協會醫療救済施設が、今日、よく運用されてゐる所以は、氏に負ふ所が少くないと言はねばならないのである。

只、飽くまでも匿名の意向を堅持され、本誌上、之が掲載發表すべくもないが、かかる理解者のあることは、われわれにとつて、大きな喜びである云へやう。



刑政俳壇

題 當季隨意  
用紙 每月五日限  
官私製葉書

遊園は小島にありて櫻桃 滋賀 西村幸吉  
釋迦堂の山門高し夕涼 同 同  
鹿飛びの巖々に鮎を釣る 同 同  
紫が硯洗ひしこの泉 同 同  
彼の莊の屋根のみ見えて夏木立 同 同  
青檜山遠きに椿朱を點ず 宇都宮 高島筍雄  
蚊遣香子らの寢息のいと深く 同 同  
夜の新樹雨後の灯影の牙ゆるなる 同 同  
朝まだき蕪にすがり蝶ねむる 同 同  
麥秋や畑の中の讃岐富士 松山 土居草雨  
かたよりて流るゝ川や夏の草 同 同  
新緑やいそがぬ旅を奈良にあり 同 同  
蜘蛛の園や官舎を圍むいぼた垣 函館 船山船風  
朝露の中にあがりし雲雀かな 同 同  
朝露の深きに遠し閑古鳥 同 同  
青蚊張に月の芭蕉の影うてる 下關 社河内摩天樓  
石段を下りて渚の月涼し 三重 勝島精一  
茜さす峰の雲あり薯の露 同 同  
朝明けの明るき雨のキャンナかな 高松 三原いしろ  
壇之浦さよ波光り日脚伸ぶ

夏日雜草 花 斐

俳句の一面觀

大東亞建設の爲には銃後國民はどんなに切詰めた生活にも耐へねばならぬことは既に覺悟が出来て居る、近頃は物の缺乏にも馴れて来て現在の状態が平常化しつつあるところまで練成を遂げつつある如くである、さうした生活にありては物の一つ／＼が大切であり、是迄に迂遠であつた物の尊さがしみ／＼と分るやうになつて来た、物質生活に於て物資の乏しいことは考へてみると物の貴さを知らしめ、物に對する親しみの心を養ひ精神生活に於ては却て心を豊かならしむるものがある、例へば近頃は茄子南瓜の季節であるが戦前には茄子南瓜などはお惣菜物としておろそかに扱はれてゐたものが今日では容易に手に入らず誠に貴い物の一つとなつてゐる、物を貴む心はその物に對する親愛感を伴ふ愛着心に外ならぬ、どこの家庭でも僅かの空地を利用して茄子南瓜を栽培するやうになつたのも物の缺乏が物に對する愛護の心を目覺ましむる一つの働きをなしてゐる、この愛護の心こそやがて人間相互の親愛の心に通ずるところのものである、物を愛護する心は物に對する敬愛の心でもある、之を一つの道念と言つてもよいであらう、この道念は俳句精神と相通するものがある、俳句を作る心は物に對する愛の心である、我身を愛する如く人を愛し物を愛することに於て、俳句を作る者にはだから物を功利的に考へず物を敬愛し親愛し物に對して謝恩の思念に導く、宗教的謝恩の生活が茲に始まるのである。

この道念は言ひ換へれば人間生活を美化する一つの情操と見ることが出来る、これは俳句を作るものゝ大なる餘徳である、戦時下の今日一般の人をして俳句の道を悟らしめ人間生活の美しい情操に目覺めしむることは洵に意義あることに思ふのである。

俳句は日本人の身についた文學である、作らうと思へば誰にでも出来る、それは日本人の血の流を汲み、日本の國土に生れた傳統的民族の固有のものであるからである。高村光太郎氏はかういふことを言つて居る。

「最近俳人の大同團結が出来たやうであるが國民が皆俳句を作るやうになつたらいゝとさへ思つてゐる、痛いのを痛いといふことによつて痛さをのりこえる俳句の境地は即ち私のいふ藝術精神であつて宗教と並び科學と手を取り合つて國民を支へ民族を發展せしめる力がある」

句會一つ

三和銀行内に十人ばかり俳人がありまして風花會といふのが組織せられ、毎月の句會に私が出席して居ります、或る暑い日に鎌倉の光明寺に吟行しました、避暑宿として鎌倉の古利かな一誰かの句にこんなのがありましたがこの句の通りで寺の座敷を借り泊り込みで海水浴に来て居る人が澤山ありました、開山堂の南側の座敷は全部三和銀行が借りてゐて銀行の人達が家族づれで来て居るのです、俄雨が降つて来て海へ出られないので男も女も子供も皆一ところに集まつて退屈凌ぎに勇しい軍歌など唄つてゐました、我々はその片隅に長い卓を据ゑて句會をするのでした、便所に行つてみると洗面所に貼紙がしてあつて入浴の時間割や水を大切にすること等が書いてありました、本堂と開山堂をつなぐ廊下の前には蓮池があつて不思議にも白蓮ばかり澤山咲いて居りました、池の向ふは直ぐ山つきで蟬が雨の中にやかましく鳴いて居りました、泊り込の人達の爲に寺で賄をしてゐるのださうですが中食には我々も海水浴の人達と一緒に寺の賄飯を食べました、一枚の皿に飯と菜が盛つてあつて勿論時局下の外米飯でありました、午後になつて雨がやんだので寺に立て籠つてゐた人達は皆海水着になつて海へ飛出してゆきました、我々も海へ出てみました、海の上は人で一杯でした、由井ヶ濱には砂日傘があちこちに立つてゐました、稻村ヶ崎の切通の間から雲間の富士が見えてゐました。

麥殼を焼く火映りて雨催ひ 富山 折折あきを  
水引きし田の面にけしの花うつる 同 同  
栗の花既の屋根を覆ひけり 新義州 濱田青村  
麗かや戸毎に徴兵令祝ふ 同 同  
貝細工など沈ませて金魚玉 同 同  
菅蒲咲く池をへだて隣組 名古屋 三田麥村  
野茨を残して草の刈られあり 同 同  
山魚釣る嶮しき溪の岩蔭に 京都 横田千代子  
時鳥山はこゝより深くなり 神戶 仲矢多美子  
梅雨雲の低く垂れたる淡路島 弘前 奈良一葉  
早朝の激の音高く麥を刈る 前橋 小林彦永  
鮎釣のいづもこゝなる石一つ 富山 折折あきを  
蚊柱の屏より高く夕焼くる 名古屋 玉利一十四  
白菊を活けて明るき書齋かな 新義州 濱田青村  
炎天や開拓の穂研して 名古屋 設樂銀月  
うす／＼と梅雨に煙れる名古屋城 同 同  
穉咲く此處刑場の跡とかや 高松 堀上北斗  
鯛や町道場の跡とかや 同 同  
梅雨晴れて屋島の山に朝の月 同 同  
簀つけて菊の手入や日照雨降る 堺 井上富士  
落し文朝の土にぬれてあり 横濱 賀屋春濤  
夕焼や皆かけ持てる港舟 長崎 龍田杏村  
梅雨晴間出でトマトの芽を摘みぬ 秋田 飛田北花  
木々の間を縫ひゆく日傘美しき 宇都宮 鈴木まさ  
雨蛙寮の廊下に灯の一つ 静岡 岡鳳人  
献上の源氏螢の籠に注連 滋賀 古布一樂  
草深くしづむ雨夜の螢かな 府中 宮原嵐外  
五月雨の入江の舟の相もや 同 同  
拍手の一際高し宮若葉 山口 齋地仙北  
道狭く蚊柱の中通りけり 高松 トサ下田





刑政歌壇

當季雜誌 詠 白井大翼選

今日も亦ことあらすなと威儀正し東をろがむ霧ふる野に立ち

妻とゐて黙ふかく居れば夜の草金魚の喘ぎ鉢にひそけし

秀逸

み佛の花芥子の花今朝見れば散りこぼれ居り青莫塵の上に

佳作

昨日まで學びし書の頁折り今日は出征く吾も日本人なり

Table listing authors and their locations for the 'Criminal Law and Politics Song Circle'.

しめやかに梅雨にぬれたる窓下を囚人の妻のあゆみつつ來ぬ

Table listing authors and their locations for the 'Criminal Law and Politics Song Circle'.

新刊紹介

新獨逸法令集 荒木時次編譯

現下、獨逸新體制下に於ける法令の集大成であり、學徒の貴重な参考書である。

……A5判 五二〇頁 七圓

刑 法——新法學講話 3

著者は東京控訴院判事、従来の自由主義的な解釋を一切克服整理し、新時代の理論を重視せる刑法書として推薦に値する。

……B6判 三五六頁 一圓九十錢

法の本質と憲法 田上穰治著

著者は東京商科大学教授、法學通論及び憲法の講義案を一冊にまとめられたものであり、手頃の参考書と調ふことが出来る。

……A5判 一七四頁 一圓八十錢

行政法概論 田上穰治著

本書は著者の行政法講義の教科書に充つる目的に出たものといふ。

統制經濟の基礎知識

本書は「經濟記事の基礎知識」が新しい情勢に適應して全く生れ變つたものである。新しい體系の下に、時局關係の必要事項が十分取り入れられてゐる。時局下必携の書として推薦す。

……B6判 九九二頁 三圓四十錢

重慶戰時體制論 石濱知行著

著者は、なほ執拗なる抗戦力を持つ重慶の戰時體制に就いて研究し、その政治力の依つて來る所を闡明す。

……A5判 四一〇頁 三圓

坪田讓治集 改造社編

——新日本文學全集—— 本書は著者の作中、最も傑出した「子供の四季」「善太の四季」「けしの花」「日まはり」「お化けの世界」「マタメガネ」「カタツムリ」等の諸篇を収めた藝術味ゆたかな一巻。

一圓五十錢 改造社

# 東

五孝の用は別あるも  
百行の源は殊ならず

概して言へば、東洋は縦の道徳を尊び、西洋は横の道徳を重んずる。君臣父子の倫は縦であり、人民夫婦の倫は横である。西洋道徳は愛の一點張り、東洋道徳は更に敬を補充す。隨て親子道徳はあらゆる道の根本視さるゝやうになるのは蓋當然である。親義別序信の首位にある親は、所謂親と子の間に於ける愛で、延べては親愛ともいふ。この親愛を向上的に見れば孝であり、向下的に見れば慈である。『子は孝に父は慈』とはこれである。總じて東洋に於ては、父子といへば親子のこと、母女を兼ねていふ慣例になつてゐるが、これは天に二日なく國に二王なく家に二主なき意味から、父といへば、母をかねて示すもの、兄弟といへば姉妹をかねて示すものとなつて來た。東洋道徳は秩序的觀念を重視して『長幼序あり』といふ如く、又、意味は異つて居るが『君臣分定る』といふが如

# 洋

く、縦の道徳に重點を置いて居るから、向下的道徳よりも向上的道徳を重んじ、物事を平等に考へずして差別して考へる。されば子(女)として、父(母)に事へる道徳は、父子の倫では中心觀念となり、こゝに孝道道徳は重きを爲して來るのである。何といつても儒教は東洋道徳の權威であるが、その教の由つて生ずる百行の根元は、正に孝の觀念の延長に歸するのである。孝經といふ本は、この孝をそれ／＼當時の身分を五分して説明したもので世に之を五孝といつてゐる。この分け方は、時代と國柄により各別なるも、その精神は古今東西を貫いて同一であらねばならぬ。故に孝經は我日本に來てもよく國體と合して尊重され、大化の名天子、孝徳帝の御世には國民の家々に一本づつ藏せしめられたほどで、歴代の天皇には特別この道大切に爲し給ひ、畏くも明治大帝の『教育勅語』にも、克忠克孝と示し給はれた。尤も我國では、祖先に

# 訓

對する孝は、君主に對する忠といふこととなるのであるが、さうでなくとも、孝の道徳的分解はそのまゝ、忠の道徳的分解と一致して居り、乃至あらゆる道徳の根元となるものであるから、この意味を以て、昔から『忠臣は之を孝子の門に求む』といはれて居る。孝を道徳的分解すれば、愛であり、愛の中にも尤も眞剣なるものであるが、その愛には敬の意を伴ふを以て、單なる愛でなく敬と伴ふ愛、換言すれば愛敬の相持である。孝は愛敬そのものばかりでなく、愛敬をどう用ゆるか、別言せば、子たるものは親に對し愛敬を使ふ法は如何に心得べきかといふ親を養ふ道すぢは、親の身を養ふと親の志を養ふとの二つに分たれる。この中、養志といふことは、俗に安心させる、又は喜ばせるといふことで、親の志を養ふ事は、子として尤も大切のことである。親の意にさからふことなく、成るべく親の心を迎へて違はざらんことを努力せねばならぬ。之を孝順といつて、孝道上最も重點となつてゐる。若し親の反道徳的行動に對する時は、子

# 話

には、特に忠孝兩全に就て、事君不忠、非孝也、戰陣無勇、非孝也」と述べてゐる。

## 佐伯復堂

たるものは之に對して極力諫諍の道を盡さねばならぬが、諫諍の仕方、諫諍する場合の心得は、子たる身分、分限を守つて、至誠之に當らねばならぬので、君主に對する諫諍の如く頗る至難の行爲であり、これには古より多くの教訓が存在する。さて又孝道を報恩から説明するものは佛典であるが、儒教でも之に劣らず高唱して居る。『報本反始』の教とは是れである。佛教では『心地觀經』に、一、父母恩、二、衆生恩、三、國王恩、四、三寶恩とあり『釋氏要覽』に、一、父母恩、二、師長恩、三、國王恩、四、施主恩(他書、天地恩、國王恩、父母恩、衆生恩)などあり、別に『父母恩重經』といふものがある。孝を道徳的分解せば、愛、敬、養、順、諫、報の六となること以上説明の如くである。かくて孝を延長せば、道徳全體に波及するので『言志錄』

## 監獄法新舊比照 (五)

田中茂雄

### 第八章 衛生及ヒ醫療

法第三十六條 在監者ノ頭髮鬚髯ハ之ヲ剪剃セシムルコトヲ得但刑事被告人ノ頭髮鬚髯ハ衛生上特ニ必要アリト認ムル場合ヲ除ク外其意思ニ反シテ之ヲ剪剃セシムルコトヲ得ス

#### 明五典造第五條 浴場

浴場ノ多少ハ監獄ノ大小ニ由リ二三乃至五六トス毎日犯人ヲシテ役畢テ浴ニ就カシム夏ハ水冬ハ湯未決者ノ監ハ毎舎ニ浴場ヲ置ク各房控室・舎浴場ハ石或ハ煉化石ヲ以テ之ヲ造リ失火ヲ防ク焚夫亦犯人ナルヲ以テナリ  
附錄 各獄ノ井ハ每井桁ニ堅牢ノ鐵網ヲ蓋フ以テ各犯ノ投没ヲ防ク網中ニ通瓶ノ孔ヲ穿チ以テ水ヲ汲ム瓶純亦鐵網ヲ用ユ豫メ切斷シテ壩ニ纏スルヲ妨ク

明一四第七十二條 浴場ノ定度ハ毎

年六月ヨリ九月マテハ五日毎ニ一次、十月ヨリ五月マテハ十日毎ニ一次トス

第七十三條 已決囚及ヒ懲治人ノ髮ハ常ニ之ヲ短薙シ鬚鬣アル者ハ常ニ剃除セシム  
但未決者ハ此限ニ在ラス婦女ノ梳髮ハ膏ヲ用ヒテ裝飾スルヲ許サス

#### 明三二十九條 定役ニ服スル男

囚ノ髮ハ常ニ之ヲ短薙シ鬚鬣ハ常ニ剃除セシム定役ニ服スル女囚ノ梳髮ハ膏ヲ用ヒテ裝飾スルコトヲ許サス

#### 法第三十七條 在監者ハ其拘禁セラ

ルル監房ノ清潔ヲ保ツニ必要ナル用務ニ服ス可シ

#### 明五 繫獄

未決者繫獄中ノ則目左ノ如シ  
(前略)  
一、各囚毎朝其居ル所ヲ掃除スヘ

#### (後略)

#### 難 則

(前略)  
獄内周圍場ノ結構ハ尤モ注意ス可シ乾土ヲ撒シテ惡臭ヲ防キ溝水ヲ通シテ汚物ヲ流シ務メテ疾病傳染ノ患ナカラシム  
(後略)

#### 明一四第四十八條 未決者及ヒ定役

ニ服セサル已決囚ハ毎朝日出ノ頃ニ起床シ各其監房ヲ掃除シ畢リ喫飯セシム又毎日一時間以内監房外ニ於テ運動ヲ許ス

#### 第七十四條 衣類雜具其他ノ物品ハ

種質ニ由リ時々熱湯ヲ用ヒテ之ヲ濯ヒ臭氣ヲ去リ虫害ヲ防クヲ要ス但病者ノ物品ト混一シテ之ヲ晒洗スヘカラス

#### 法第三十八條 在監者ニハ其健康ヲ

保ツニ必要ナル運動ヲ爲サシム

#### 明五典造第六條 運動場

未決者ハ懲役ヲ命セス故ニ時々獄園ニ出テ逍遙シ花樹ニ灌キ藥草ニ培ヒ以テ其身體ヲ養フ已決者ハ毎日服役動作運養以テ其筋骨ヲ健ニス兩日ニハ各獄中ニテ運動ヲ爲シ

明一四第四十八條後段 又毎日一時間以内監房外ニ於テ運動ヲ許ス  
(全文前掲)

法第三十九條 在監者ニハ種痘其他傳染病豫防ニ必要ト認ムル醫術ヲ行フコトヲ得

#### 明一四第七十七條 傳染病侵襲ノ兆

アルトキハ其消毒豫防ヲ慎重ニス(ヘシ若シ在監人中傳染病者アルトキハ直ニ病性及感染ノ形狀ヲ詳悉シ醫師ノ診察書ヲ副(各其所屬長官ニ報告スヘシ

#### 法第四十條 在監者疾病ニ罹リタル

トキハ醫師ヲシテ治療セシム必要アルトキハ之ヲ病監ニ收容ス

#### 明五典造第九條 病監

病監ハ最高燥ノ地ヲトス可シ監中唯未決已決ノ囚ヲ區別スルノミニシテ各囚ノ房ヲ區畫セス窓戸ヲ寬廣シ生氣ヲ疏通シ四外ニ清潔ノ遊園ヲ開キ花卉ヲ植テ以テ病囚ノ遊觀ニ供ス

#### 典造第十一條 寬役場

(前略)  
凡犯人癡疾及ヒ盲人其他服役中疾病ニ罹リ殘疾ニ至ル者ハ尋常役ヲ執シメス皆此場ニ入ル(後略)

雜則

(前略)  
凡懲役一年以上ノ者病ニ罹リ休役スレハ一年毎ニ五十日ハ限内ニ算入シ五十日以外ニ過レハ病癒ル後仍ホ其缺役ヲ償ハシム懲役一百日以下ノ者十日毎ニ二日ハ算入シ二日ニ過レハ其役ヲ償ハシム 但屢次ニ及フ者ハ前後通計合算シテ乘除ス若シ出監シテ責付スル者アル時ハ限内ニ算入セス  
疾病、附死亡  
病囚アレハ醫診察具狀シ獄司命シテ病監ニ移ス輕症ノ者ハ其房ニオイト保養セシムルノミ  
重病ニ至レハ醫ノ病症書ヲ裁判所ニ送ルヘシ  
看病人ハ輕役人ヲ用フ  
病囚ハ諸事優遇スヘシ飲食ノ如キモ醫ノ禁セサル所ハ其嗜好ニ從テ之ヲ與フ若獄司怠リテ醫言ニ從ハス因テ死ニ至ル者アレハ罪獄司ニ歸ス  
病囚死スレハ醫之ヲ検査シ獄司ニ報ス獄司具狀シテ之ヲ裁判所ニ告ケ  
夜中ハ醫一員醫局ニ宿直ス醫局ノ使役ハ犯人ヲ用フト雖トモ夜間使役スヘキコトアレハ守卒及ヒ下男ヲ用フ

明一四第七十五條 在監人疾病ニ罹レハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於テ醫療セシム  
懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ由リ其親屬ニ交付スルコトヲ得

第七十六條 病者ノ攝養ニ効アル飲食物又ハ温ヲ取ル湯婆等ヲ用ヒルコトヲ要スルトキハ醫師ヲシテ其旨ヲ證明セシメ典獄之ヲ考檢シテ許否スヘシ

明二二第三十六條 囚人懲治人及刑事被告人疾病ニ罹ルトキハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於テ醫療セシム 懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ由リ其親屬ニ交付スルコトヲ得

法第四十一條 傳染病者ハ嚴ニ之ヲ離隔シ健康者及ヒ他ノ病者ニ接近セシムルコトヲ得ス 但懲役囚ヲシテ看護セシムルハ此限ニ在ラス  
明一四第七十七條 傳染病侵襲ノ兆アルトキハ其消毒豫防ヲ慎重ニス  
ヘシ若シ在監人中傳染病者アルトキハ直ニ病性及ヒ感染ノ形狀ヲ詳悉シ醫師ノ診察書ヲ副ヘ各其所屬長官ニ報告スヘシ

法第四十二條 病者醫師ヲ指定シ自費ヲ以テ治療ヲ補助セシメンコトヲ請フトキハ情狀ニ因リ之ヲ許スコトヲ得

法第四十三條 精神病、傳染病其他ノ疾病ニ罹リ監獄ニ在テ適當ノ治療ヲ施スコト能ハスト認ムル病者ハ情狀ニ因リ假ニ之ヲ病院ニ移送スルコトヲ得  
前項ニ依リ病院ニ移送シタル者ハ之ヲ在監者ト看做ス

明一四第七十五條 在監人疾病ニ罹レハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於テ醫療セシム懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ由リ其親屬ニ交付スルコトヲ得

明二二第三十六條 囚人懲治人及刑事被告人疾病ニ罹ルトキハ病狀ノ輕重ヲ料リ其監房若クハ病室ニ於テ醫療セシム懲治場ニ在ル者ハ情狀ニ由リ其親屬ニ交付スルコトヲ得  
法第四十四條 妊婦、產婦、老衰者及ヒ不具者ハ之ヲ病者ニ準スルコトヲ得  
第九章 接見及ヒ信書

法第四十五條 在監者ニ接見センコトヲ請フ者アルトキハ之ヲ許ス 受刑者ニハ其親族ニ非サル者ト接見ヲ爲サシムルコトヲ得ス 但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス

明一四第八十七條 在監人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄先ツ之ニ面接シテ其氏名、屬籍、營業等ヲ訊ヒ其緣由ヲ詳悉シ已ムヲ得サルノ事狀アリテ形跡ノ疑フヘキコトナキトキハ之ヲ許シ看守長、看守並テ面會セシム 但密室ニ在ル者ハ接見ヲ許サス  
面會ノ時間ハ三十分時ヲ過ルヲ得ス若シ面會ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲナシタルトキハ直ニ之ヲ停止ス

第八十八條 死刑ノ執行及ヒ徒刑、流刑、禁獄ノ刑ヲ受タル囚徒ヲ集治監ニ押送ノ以前親屬故舊其囚徒ニ面會セント請フトキハ前條第一項ノ例ニ依テ之ヲ許ス 但面會時間ハ五十分時ヲ過ルヲ得ス

明二二第三十五條 囚人懲治人及刑事被告人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄ノ立會ヲ以テ之ヲ許ス

法第四十八條 裁判所其他ノ公務所ヨリ在監者ニ宛テタル文書ハ披閱シテ之ヲ本人ニ交付ス  
法第四十九條 在監者ニ交付シタル信書及ヒ前條ノ文書ハ本人閱讀ノ後之ヲ領置ス

法第五十條 接見ノ立會、信書ノ披閱其他接見及ヒ信書ニ關スル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム  
明一四第三十九條 接見室ハ監舍ノ首部ニ設ケ其壁面ニ方三尺ノ口ヲ開キ之ニ縱横ノ格子ヲ嵌メ格子ヨリ三尺許ヲ距リ柵欄ヲ設ケ在監人ハ格子内ニ立シメ外人ハ格子外ノ柵欄ニ倚ラシムヘシ但懲治人ノ接見室ハ此例ヲ用ヒス

第八十七條 在監人ニ接見セント請フ者アルトキハ典獄先ツ之ニ面接シテ其氏名、屬籍、營業等ヲ訊ヒ其緣由ヲ詳悉シ已ムヲ得サルノ事狀アリテ形跡ノ疑フヘキコトナキトキハ之ヲ許シ看守長、看守並テ面會セシム 但密室ニ在ル者ハ接見ヲ許サス面會ノ時間ハ三十分時ヲ過ルヲ得ス若シ面會ヲ請ヒシ旨趣ニ違フ談話ヲナシタルトキハ直ニ之ヲ停止ス

法第四十六條 在監者ニハ信書ヲ發シ又ハ之ヲ受クルコトヲ許ス 受刑者ニハ親族ニ非サルモノト信書ノ發受ヲ爲サシムルコトヲ得ス 但特ニ必要アリト認ムル場合ハ此限ニ在ラス  
監禁者ハ當該裁判官ノ允許ヲ受ケヘシ

明五 繫獄 (前略)  
一、書信ハ囚ノ情願已ムヲ得サルコトアレハ獄司裁判官ト商議シテ之ヲ聽ス (後略)  
憲役第九條 書信  
書信ヲ獄中ニ通スル者ハ獄吏先ツ之ヲ檢閲シ害ナケレハ之ヲ聽ス獄囚ノ答書モ亦然リ但印紙一枚ヲ與フルノ外私紙ヲ用ルヲ聽サス  
印紙ハ縦五寸五分横八寸ニシテ紙質アル者ヲ云フ  
已決者百日以下ハ書信毎月一次徒罪以上ハ三月一次准流以上ハ六月一次ヲ聽ス 但未決者ハ此限ニ非ス然レトモ印紙及ヒ檢閱ノ法前文ニ同シ其詳ハ繫獄書信條ヲ參照スヘシ

法第四十七條 受刑者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス  
前項ニ依リ發信ヲ許ササル信書ハ二年ヲ經過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得

明一四第八十條 已決囚其親屬故舊ニ書信ヲ送ルハ六個月間ニ一次トシ一通ニ過クルコトヲ得ス 但其他官司ノ訊問等ニ由テ書信ヲ要スルトキ又ハ親屬故舊ニ回答セント請ヒ司獄官吏ニ於テ法律ニ觸ルルコトナク且必用ト認タルトキハ此限ニ在ラス

第八十一條 未決者ニ係ル書信ハ定限ナシ但豫審判事又ハ檢事ノ檢閱ヲ經ルニ非レハ贈答セシムルヲ得ス  
第八十二條 懲治人及ヒ幼年ノ已決囚其親屬故舊ニ贈ル信書ハ一個月一次トシ一通ニ過ルコトヲ得ス  
第八十三條 在監人ノ發スル信書ハ典獄之ヲ檢閱スヘシ若シ書中忌諱ニ涉ル等ノ文意アルトキハ通信ヲ許サス

第八十六條 在監人ヨリ發スル信書ハ必ス書信紙ヲ用ヒシメ典獄之ヲ封シ封皮ニ其受領スヘキ者ノ住所氏名ヲ書シ某監獄署ト記シ之ヲ送送ス但郵便稅ハ自辨セシム親屬故舊若クハ辨護人ノ信書ハ監獄署ニ宛テ之ヲ差出サシムヘシ

明二二第三十三條 囚人其親屬故舊ニ書信ヲ贈ルハ一箇月ニ一次懲治人ハ一箇月ニ二次トシ共ニ一通ニ過クルコトヲ得ス 但官司ノ訊問等ニ由テ書信ヲ要スルトキ又ハ親屬故舊ニ回答セント

明二二第三十四條 (前掲法第四十六條)

諸ヒ典獄ニ於テ之ヲ必要ト認メタルトキハ此限ニ在ラス

第三十四條 囚人及懲治人ノ發スル信書又ハ外人ヨリ送リ來ル信書ハ典獄之ヲ檢閱スヘシ若シ書中不正不良ニ涉リ又ハ其改校ヲ妨クルモノト認ムルトキハ之ヲ發附付與スルコトヲ許サス 但刑事被告人ニ係ル信書ハ總テ當該裁判官ノ檢閱ヲ經ヘキモノトス

法第四十七條 受刑者ニ係ル信書ニシテ不適當ト認ムルモノハ其發受ヲ許サス  
前項ニ依リ發信ヲ許ササル信書ハ二年ヲ經過シタル後之ヲ廢棄スルコトヲ得

明一四第八十三條 在監人ノ發スル信書ハ典獄之ヲ檢閱スヘシ若シ書中忌諱ニ涉ル等ノ文意アルトキハ通信ヲ許サス  
第八十四條 外人ヨリ在監人ニ贈リ來タル信書ハ典獄之ヲ檢閱シ適正ノ事項ヲ陳ヘ又ハ遷善ノ諭示ヲ主トシタルモノニ限リ之ヲ本人ニ付與ス若シ在監人ノ改校ヲ妨ル者ト認ムルトキハ之ヲ付與セス

第八十五條 信書ヲ檢閱スルハ先直行ヲ順讀シ次ニ逆讀、斜讀又ハ橫讀シ嫌疑ノ文意アリヤ否ヲ詳査スヘシ





法律・書・釣

勝本正晃著 著者は法律學者、本書は趣味と教養の書であり、含蓄深き筆致と相俟つて無比の隨筆集と謂ふことが出来る。

二圓五十錢 河出書房

水邊隨筆

太田黒克彦著 潮來に移住した著者が、その釣生活を描いたもので、詩情豊かな隨筆である。他に蒐むるところ十數篇。

一圓八十錢 電通出版部

學生兵の手記

河野忠次著 學窓から戰場へ、戦ふ學徒の面目と情熱は本書の中に躍如たらしめられてゐる。

一圓三十錢 三省堂

ビルマ讀本

山田秀藏著 著者はビルマ在留三十八年、親しく該地人の性情風習に接したビルマ通の第一人者である。

ビルマが、現在、我國と提携して大東亞の新秩序に参加すべきの秋、ビル

マ認議は、われわれにとつて刻下の急務なりと謂はなければならない。

二圓

實雲舎

蘭印・英印・佛印(改訂版)

井手諦一郎著 東亞新秩序の建設に大東亞を指導すべきわれわれは、南方に層一層その視聽を傾注せねばならぬのであるが、その南方事情は、本書に於て、よく把握することが出来るのである。

一圓七十錢

三省堂

南方圏文化史講話

板澤武雄著 著者は謂ふ「南方圏」といつても、廣くて且つ中々複雑な地域であるから、これを概括的に把握することは困難であるばかりでなく、危険を伴ふことさへ考へられるのである。それにも拘らず、一般國民の常識として、南方圏全體に通じた把握が要求されてゐることも事實であると思ふ。」と。本書は、かかる要求に應ずる爲に作られたのである。なほもう一つ、いままで、とかく西洋人の見方にひきづられ勝ちであつた南方圏の歴史觀を改めて、日本人の立場から國史を根幹とする南方圏の歴史觀を樹立せんとされる著者の意向があることを特記して置く。

一圓八十錢

盛林堂書店

樋口一葉集

三代名作全集の第二十三卷であり、この程刊行された。収録作品は、たけくらべ、にぎりえ、わかれ道、十三夜、大つごもり、われから、ゆく雲、曉月、夜、やみ夜、闇櫻、うもれ木、雪の日のつせみ、花ごもり、等。

二圓五十錢

河出書房

續急急如律令錄

牧野英一著 本書に收められる所は小論三十六篇「法律に依つて法律の上に出づる」とされる著者の思想は、哲學に、國策に、經綸に、人生觀について、滋味豊かに語られてゐる。

二圓五十錢

日本評論社

商學研究の葉

一橋新聞部編 各部門別に商業學の主要文獻を懇切に解説す。さきの「經濟學研究の葉」の姉妹篇である。執筆者は東京商科大學を中心とする斯學の權威を網羅する。

一圓八十錢

古谷綱武著

女性・生活・文化

古谷綱武著 本書は、或は鋭き、或は温かき、一讀胸のすくやうな婦人評論の書

一圓六十錢

時代社

三圓五十錢 日本評論社

國史と世界史

中村一良著 著者は文部省圖書監修官の現職にあり。日本の世界史觀を確立せんとする愛國の書にして、現下、必讀の書である。

二圓五十錢

聖紀書房

紀行滿洲・臺灣・海南島

石山賢吉著 本書は著者の旅行記、朝鮮を始め、滿洲、臺灣、沖繩、海南島の五篇から成る。各地の産業状態を著者独自の立場より批判紹介す。

三圓二十錢

ダイヤモンド社

芭蕉雜記

室生犀星著 著者の俳句眼の深さを物語る作句家必携の書として推薦す。

一圓八十錢

三笠書房

昭和十七年 刑政日誌

六・一六―七・一五

六月十九日 △司法委員の初會 (室)

合(於司法大臣官舎) △夏期 六月三十日 △司法省所管内國

休暇に關する件訓令(司法省 旅費規則中改正の件訓令(司

人庶第八九二號) 法省會甲第四一九五號) △

六月二十四日 △司法省委員小 刑務作業經營上廣告税の支出

營刑務所・東京拘留所見學 を要する場合の處理方の件通

六月二十五日 △元法相宮城長 牒(行甲第一一〇七號)

五郎氏逝く 七月八日 △大詔奉戴日

六月二十六日 △收容者寫真撮 七月十一日―十六日 △第三十

影等に關する件通牒(行甲第 四回刑務官練習所卒業試験

一〇八四號) 七月十三日 △防諜強化運動開

六月二十九日―三十日 △刑事 始

實務家會同(於司法省會議 七月十四日 △司法部關係初の

陸軍司政長官等發令

編輯後記

現に一刻のいとまもなく進展しつゝある歴史的大業達成に挺身協力することは、一億國民の任務であることは謂ふ迄もないが、本誌編輯の衝に當るものの微力も、この大業に何等かの貢献を願ふものである。

そして、かかる意圖は、不十分ながらも本誌の内に描かれてゐる積りである。全面御精讀を願ふと共に、舊態を脱し得ない箇所などあれば、御指摘に預り度い。すべてのものは、新しい構想の上に改められなければならないので、それが爲には、讀者並に關係者各位の御垂授にこそ待たねばならないからである。

扱て、本月號に關して、先づ特記すべきは司法委員吉川先生から、御寄稿を賜はつたことである。「法窓文語」それは、深く今日の課題につらなるものであり、その暢達な筆致により誠に得難き一篇を爲すと謂ふことが出来やう。

次に、刑事局出射事務官をわづらはして、「戦時刑事法規と行刑」なる御論稿を得たのであるが、それは、行刑又は未決拘禁の立場より戦時刑事法規を解説せる特殊なる一篇であり、われわれの久しき待望に應ふるもの。熟讀含味、よく執務上の参考に供したいものである。

永々、中心部にあつて、本誌の爲に御指導下された安達常務理事殿が、この程、司政長官として南方へ御轉出になつた。刑政誌の改編、下級刑務職員醫療救済資金の御斡旋など、當刑務協会の爲に御盡瘁下された御功績の数々に、厚き感謝の意を表し度い。遙かに御健闘を祈る。(をがは)

一	冊(税共)	金三十錢
六	冊(税共)	金一圓八十錢
十二	冊(税共)	金三圓六十錢

- 御注文は總て前金のこと
- 御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
- 御注文の際は必ず送付先明記のこと、従つて轉居の際は新舊住所を御届け下さい

昭和二十七年二月二十六日第三種郵便物認可  
昭和二十七年七月二十八日印刷 納本  
昭和二十七年八月一日發行 行

編輯兼 大原虎夫  
兼印刷人

配給元 日本出版配給株式會社  
印刷所 刑務協會印刷所

發行所 刑務協會  
東京市神田區淡路町二丁目九番地  
東京市神田區淡路町二丁目一番地

電話 東京二五〇五九番  
東京二五〇五九番

姓名	...	...	...
生年	...	...	...
籍貫	...	...	...
職業	...	...	...
...	...	...	...

...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...
...	...	...	...